

茨城県復興推進計画 (茨城産業再生特区計画)

作成主体の名称：茨城県，水戸市，日立市，高萩市，北茨城市，ひたちなか市，鹿嶋市，潮来市，那珂市，神栖市，鉾田市，茨城町，大洗町及び東海村

1 計画の区域

水戸市，日立市，高萩市，北茨城市，ひたちなか市，鹿嶋市，潮来市，那珂市，神栖市，鉾田市，茨城町，大洗町及び東海村

2 計画の目標

東日本大震災は，地震，津波により本県に甚大な被害をもたらし，県内全域に極めて大きな影響を与えている。

本県全体で，死者・行方不明者 25 名，負傷者 700 名の人的被害や 17 万 4,000 棟を越す住宅被害，上・下水道，道路，港湾，学校など多くの施設の大規模損壊など，想像を絶する被害を被ったところである。本県の被害額は日本政策投資銀行の推計によると 2 兆 5,000 億円にも上っている。なかでも製造業への被害額は 5,300 億円と推計されており，被災した東北 3 県を上回っている。特に沿岸部については，津波の大きさが，いずれの地域も 3m 以上（北茨城市平潟 8.2m，神栖市鹿島港 5.7m 等）で，直後の 2 度目の大地震もあり，民家，商業施設，ホテル，立地する企業の事業所等の被害は甚大で，雇用に及ぼした悪影響は非常に大きなものである。

特に，北茨城市，ひたちなか市，大洗町，神栖市の漁港周辺地域においては，津波浸水被害により生産活動の基盤に甚大な被害を受けており，これら地域における雇用に深刻な影響を及ぼしている。

一方，東日本大震災以降，特に本県の企業の新規立地は，平成 23 年上期において工場立地敷地面積ベースで前年同期比で 9 割以上も減少するなど新たな雇用の場が容易には確保しにくい状況が続いている。

このような中，本計画に基づく復興推進事業に関する取り組みを迅速かつ着実に進めることにより，津波浸水被害により甚大な影響を受けた雇用等被害地域の住民の雇用の創出・確保を目指すものである。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

(1) 津波、地震等により甚大な被害を被った沿岸部の基幹産業等への支援

津波、地震の影響等により甚大な被害を被った沿岸部の水産業（漁業、水産加工業等）や観光業、周辺部の商業など従来からの基幹産業について、事業再開や事業の回復に向けての支援を進める。

(2) 知的集積や産業集積、最先端の科学技術を活かした国際競争力のある先端産業集積の形成

つくば・東海・日立・鹿島地区等の国内トップレベルの知的集積や産業集積、最先端の科学技術を活用し、これからの日本を支える次世代型産業（環境・新エネルギー、ハイブリット・電気自動車等）をはじめとした国際競争力のある先端産業集積の形成を図る。

(3) 地域特性や既存集積を活かした更なる産業集積の促進

日立地区を中心とした県北地域に集積する基盤技術や優れた技能・人材を活かした電気・機械をはじめとするものづくり産業の集積促進、県北山間地域の豊富な森林資源を活用した木材関連産業の集積促進、首都圏に近接し全国トップレベルの産出額を持つ農水産物などの地域特性を活かした食品関連産業の集積促進、北関東自動車道、圏央道、茨城空港、茨城港などをはじめとする広域交通ネットワークを活用した物流・運輸関連産業の集積促進、鹿島臨海工業地帯周辺については、基礎素材関連産業の国際競争力強化に向けた高効率化・高付加価値化の推進や新規成長分野の立地促進、臨港機能活用産業の集積促進を図る。

(4) 本県のもつ優位性を最大限に活用した戦略的な企業誘致

最先端の科学技術や多様な産業の集積、陸（北関東自動車道、圏央道、つくばエクスプレス）・海（茨城港、鹿島港）・空（茨城空港）の広域交通ネットワークなど、本県のもつ優位性を最大限に活用した戦略的な企業誘致を進める。

(5) 高速道路や港湾、工業用水道、高速通信基盤などの社会基盤の更なる整備促進

本県の立地優位性のさらなる向上のため、高速道路や港湾、工業用水道、高速通信基盤などの社会基盤の更なる整備を進める。

4 復興産業集積区域の区域

13 市町村 62 区域

(1) 雇用等被害地域を含む市町村の区域

北茨城市，ひたちなか市，大洗町，神栖市の4市町は「経済センサスー基礎調査調査区別集計」によれば，特に漁業について従業者数ベースで85～100%が浸水範囲にある。

また，漁港関連施設被害の復旧事業費に係る標準税収入割合は，査定見込額ベースで10%を超えており，激甚な被害となっている。加えて，後背地の水産加工業関係施設にも大きな被害が生じており，相当数の雇用の場が失われた。

そこで，これら4市町の市域における津波浸水地域のうち生産活動の基盤に著しい被害を受けた漁港周辺地域を雇用等被害地域として設定し，これら4市町における雇用の創出・確保に必要となる以下26区域の復興産業集積区域を設定する。

市町村名	区域	地番等
北茨城市 (8 区域)	2-1 大津漁港周辺復興産業集積区域	大津町，関南町仁井田 ※地番は別紙参照
	2-2 平潟漁港周辺復興産業集積区域	平潟町本町，東町，黒浦 ※地番は別紙参照
	2-3 五浦地区復興産業集積区域	大津町五浦 ※地番は別紙参照
	2-4 北茨城沿岸復興産業集積区域	磯原町磯原 ※地番は別紙参照
	2-5 関本地区復興産業集積区域	関本町富士ヶ丘（関本A工業団地） ※地番は別紙参照
	2-6 上相田地区復興産業集積区域	磯原町上相田，華川町下相田（上相田工業団地）※地番は別紙参照
	2-7 磯原地区復興産業集積区域	磯原町磯原，華川町白場（磯原A・B工業団地）※地番は別紙参照
	2-8 中郷地区復興産業集積区域	中郷町日棚（中郷・南中郷工業団地）※地番は別紙参照
ひたちなか市 (9 区域)	3-1 ひたちなか地区復興産業集積区域 ※一部に東海村域を含む	新光町，長砂 東海村照沼 ※別添図参照
	3-2 ひたちなか地区周辺地区復興産業集積区域	山崎，部田野 ※別添図参照

	3-3 勝田第一工業団地及び周辺地区復興産業集積区域	高場, 佐和, 稲田, 田彦 ※別添図参照
	3-4 勝田第二工業団地復興産業集積区域	高野, 足崎 ※別添図参照
	3-5 勝田駅西口周辺地区復興産業集積区域	田彦, 市毛, 堀口, 東石川, 西大島1丁目 ※別添図参照
	3-6 勝田駅東口周辺地区復興産業集積区域	武田, 勝倉 ※別添図参照
	3-7 津田地区復興産業集積区域	津田東2丁目 ※別添図参照
	3-8 水産加工団地復興産業集積区域	沢メキ, 道メキ, ナメシ ※別添図参照
	3-9 那珂湊漁港周辺地区復興産業集積区域	和田町3丁目, 湊本町, 海門町1丁目 ※別添図参照
神栖市 (6区域)	5-1 鹿島臨海工業地帯神之池東部地区復興産業集積区域	奥野谷, 東和田, 深芝, 北浜 ※地番は別紙参照
	5-2 鹿島臨海工業地帯神之池西部地区復興産業集積区域(公共埠頭地区含む)	東深芝, 居切, 深芝 ※地番は別紙参照
	5-3 鹿島臨海工業地帯南海浜地区復興産業集積区域	南浜, 柳川 ※地番は別紙参照
	5-4 鹿島臨海工業地帯波崎地区復興産業集積区域	砂山 ※地番は別紙参照
	5-5 波崎漁港・新港周辺復興産業集積区域	波崎 ※地番は別紙参照
	5-6 高松地区復興産業集積区域 ※一部に鹿嶋市域を含む	光 鹿嶋市光, 国末, 泉川, 粟生, 新浜 ※地番は別紙参照
大洗町 (3区域)	6-1 大貫台地区復興産業集積区域	大貫町, 神山町 ※別添図参照
	6-2 五反田地区復興産業集積区域	五反田, 磯浜町 ※別添図参照
	6-3 大洗港周辺地域復興産業集積区域	磯浜町, 大貫町, 桜道, 港中央 ※別添図参照

(2) 雇用等被害地域から通勤圏内にある区域

雇用等被害地域である北茨城市，ひたちなか市，大洗町，神栖市の漁港周辺地域における雇用は今般の津波浸水被害により深刻な影響を受けており，一方で，東日本大震災以降，特に本県の企業の新規立地は，平成23年上期において工場立地敷地面積ベースで前年同期比で9割以上も減少する中，新たな雇用の場が容易には確保しにくい状況が続いており，雇用等被害地域を含む市町村内における産業復興集積区域のみでは，必要となる雇用の受け皿を十分に賄いにくい状況にある。

そこで，今般の震災により離職を余儀なくされた雇用等被害地域の住民の雇用の場を確保するために必要なエリアとして，雇用等被害地域に隣接，近接し，自動車で概ね40分程度の距離の十分通勤可能圏にあり，直近の平成17年の国勢調査の結果に基づき，雇用等被害地域を有する市町村から概ね200名以上の通勤実態のある以下の9市町村36区域を雇用等被害地域から通勤圏内にある区域として設定する。

市町村名	区域	地番等
日立市 (16区域)	1-1 伊師工業団地地区復興産業集積区域	十王町伊師十王前，人水田，西岩目※地番は別紙参照
	1-2 座禅山工業団地地区復興産業集積区域	十王町山部鳥井杉，十王町友部鳥居杉，道保内※地番は別紙参照
	1-3 豊浦地区復興産業集積区域	川尻町4丁目※地番は別紙参照
	1-4 砂沢地区復興産業集積区域	砂沢町ホロハ，柏崎※地番は別紙参照
	1-5 日高地区復興産業集積区域	日高町5丁目※地番は別紙参照
	1-6 白銀地区復興産業集積区域	白銀町3丁目※地番は別紙参照
	1-7 宮田地区復興産業集積区域	白銀町1丁目，2丁目※地番は別紙参照
	1-8 東町地区復興産業集積区域	東町4丁目※地番は別紙参照
	1-9 日立駅前地区復興産業集積区域	東町1丁目，平和町2丁目※地番は別紙参照
	1-10 助川地区復興産業集積区域	助川町3丁目※地番は別紙参照
	1-11 日立地区復興産業集積区域	幸町3丁目，弁天町3丁目※地番は別紙参照
	1-12 多賀地区復興産業集積区域	国分町1丁目，東多賀町1丁目※地番は別紙参照
	1-13 大みか・日立港区臨海地区等復興	大みか町5丁目，みなと町，久

	産業集積区域	慈町4丁目, 留町北河原※地番は別紙参照
	1-14 久慈鉄工団地地区復興産業集積区域	石名坂町2丁目※地番は別紙参照
	1-15 日立南部工業団地・日立南工業団地・大和田地区復興産業集積区域	留町外川田, 原後, 後, 荒工, 水又, 前川, 東川, 東川場, 表, 北川, 蜷川, 大和田町デクルボ, 堰場, 七石, 辰町※地番は別紙参照
	1-16 日立北部工業団地地区復興産業集積区域	砂沢町一本松, 榎入, 金堀沢, 空久保, 空窪, 小木津町ナギノ作, 井戸尻, 小中山, 泉入※地番は別紙参照
鹿嶋市 (3区域) ※5-6 高松地区復興産業集積区域の一部に鹿嶋市域を含む	4-1 北公共埠頭地区復興産業集積区域	泉川 ※地番は別紙参照
	4-2 北海浜地区 (I期・II期) 復興産業集積区域	新浜, 平井 ※地番は別紙参照
	4-3 平井東部地区復興産業集積区域	平井 ※地番は別紙参照
水戸市 (1区域)	7-1 水戸駅前・上市地区復興産業集積区域	宮町1～3丁目, 三の丸1・2丁目, 南町1～3丁目, 大町1～3丁目, 梅香1・2丁目, 泉町1～3丁目, 五軒町1・3丁目, 備前町, 天王町, 大工町1・2丁目, 栄町1・2丁目 ※別添図参照
高萩市 (3区域)	10-1 手綱・赤浜地区工業団地地区復興産業集積区域	大字赤浜, 大字上手綱 ※地番は別紙参照
	10-2 松久保工業団地地区復興産業集積区域	大字赤浜 ※地番は別紙参照
	10-3 安良川地区復興産業集積区域	大字安良川 ※地番は別紙参照
潮来市 (5区域)	12-1 道の駅いたこ周辺地区復興産業集積区域	前川1298～1300の-1, 1301-2, 1302～1305の-1, 1306-2, 1307～

		1316 の-1, 1333~1346, 1361~1367, 1368-1~-2, 1369~1370, 1382~1408, 1409~1410 の-1, 1411~1456, 1457-1~-2, 1458~1460, 1714, 1715-1, 1716~1718, 1721, 1723, 1724~1725 の-1, 1726~1735, 1737, 1796
	12-2 潮来 IC 周辺地区復興産業集積区域	延方前 3737~3738, 3740~3743, 3931~3932 の-1, 3933~3944, 3945-1~-2, 3946~3955 の-1
	12-3 潮来工業団地復興産業集積区域	島須 3075-1, 3075-3~3075-43, 3075-45~3075-61
	12-4 須賀地区復興産業集積区域	須賀 2993-1, 2994~3001, 3036~3037 の-1, 3037-6, 3040, 3041-1, 3041-4, 3043-1, 3045~3047, 3049-1~-2, 3051-1, 3055, 3073, 3093-1, 3094, 3100-1, 3100-6, 3110-1~-2, 3117-1, 3117-3~-4, 3144-8, 3144-10, 3146-1, 3146-3, 3146-7, 3147-1
	12-5 水原地区復興産業集積区域	水原 1395-2, 1478-2~-3, 1479, 1480-1, 1483-16, 1483-18, 1486, 1489-1, 1489-3~-4, 1491, 1492-2, 1492-1, 1493-1, 1493-4~-5, 1493-7~-8, 1493-10, 1497-2, 1497-7, 1506-2, 1703-1, 1706, 1735-8
那珂市 (1 区域)	13-1 那珂西部工業団地復興産業集積区域	那珂市戸 6700-1, 6700-2, 6700-3, 6705-1, 6705-2, 6707-1, 6707-2, 6707-3, 6707-4, 6707-5
銚田市 (3 区域)	15-1 上山銚田工業団地地区復興産業集積区域	青柳 ※地番は別紙参照
	15-2 銚田西部工業団地地区復興産業集積区域	青柳 ※地番は別紙参照

	15-3 大蔵工業団地地区復興産業集積区域	上沢 ※地番は別紙参照
茨城町 (2 区域)	17-1 茨城中央工業団地復興産業集積区域	中央工業団地 ※地番は別紙参照
	17-2 茨城工業団地復興産業集積区域	下土師 ※地番は別紙参照
東海村 (2 区域) ※3-1 ひたちなか地区復興産業集積区域の一部に東海村域を含む	18-1 平原工業団地地区復興産業集積区域	村松地内 ※別添図参照
	18-2 平原南部工業団地地区復興産業集積区域	村松地内 ※別添図参照

5 雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村

(1) 北茨城市

北茨城市域において津波浸水地域のうち生産活動の基盤に著しい被害を受けた漁港周辺地域を雇用等被害地域として設定した。

※別添図参照

<理由>

- 北茨城市沿岸を襲った地震・津波による被害は甚大であり、特に主要漁港である大津漁港（被害額 254.6 億円）と平潟漁港（被害額 45 億円）は、後背地を含む地域の大半が浸水し、壊滅的な状況となった。
- 「経済センサスー基礎調査調査区別集計」によると市内事業所の 49%が浸水範囲にあり、特に、漁業については従業者数ベースで 97.4%が浸水範囲にある。
- また、漁港関連施設被害の復旧事業費に係る標準税収入割合は、査定見込額ベースで 10%を超えており、激甚な被害となっている。
- 基幹産業である水産業、水産加工業、観光産業等にも大きな影響を及ぼし、市内約 263 の事業所が被害を受け、離職や休業等を余儀なくされた被災者も数多く存在する。
- 沿岸部に立地する水産業や観光業等 53 社のうち 20 社（従業員 682 人）の雇用状況を調査したところ、約 4 割にあたる 277 人が離職していた。これらの事業者は、5～10 か月の事業活動停止を余儀なくされた。
- 20 社のうち旅館・ホテル業の 5 社については、年間売上高 2 億円の 6 倍以上にあたる 13 億円の被害が発生した。
- 住居への被害については、419 棟が床上浸水、142 棟が床下浸水した。市内全域では、ピーク時に 5,000 人超の住民が避難所生活を余儀なくされた。
- ハローワーク高萩管内での震災後の雇用保険需給資格決定件数は 849 件であり、前年比で約 20.5%の増である。しかし、被害を受けた多くの漁業者など第 1 次産業従事者は求職活動を行っていないため、離職者としてカウントされていないのが実情である。

(2) ひたちなか市

ひたちなか市域において津波浸水地域のうち生産活動の基盤に著しい被害を受けた漁港周辺地域を雇用等被災地域として設定した。

※別添図参照

<理由>

- ひたちなか市沿岸部には最大 3.1mの津波が押し寄せたことで、那珂湊漁港の著しい損壊によって、休業を余儀なくされた漁業者が 89 人に及んだ。

- 「経済センサスー基礎調査調査区別集計」によると、特に、漁業については従業者数ベースで100%が浸水範囲にある。
- また、漁港関連施設被害の復旧事業費に係る標準税収入割合は、査定見込額ベースで10%を超えており、激甚な被害となっている。
- 那珂湊漁港周辺地区では、津波、液状化により、水産加工業、卸売業を営む企業の生産設備、店舗等が著しく破損し、総額14億円超に及ぶ被害を受け、大半の企業が長期間の休業を余儀なくされた。また、漁港施設の損害見込額は62億円に上っている。
- 平成23年7月には、水産加工業者が撤退し、約50人が失業に追い込まれた。また、約300人を雇用する大規模な水産事業者においても、津波、液状化により、生産設備等が著しく損傷し、移転先を模索しており、移転が決定した場合は、この300人の雇用が失われることとなる。
- 阿字ヶ浦地内では、複数の旅館業者が、旅館施設の著しい損傷により休廃業しており、20人が失業した。
- なお、茨城港常陸那珂港区においては、津波による大きな被害を受け、岸壁、埠頭用地、道路の著しい損壊など施設被害額は105億円超に及んだ。また、震災直後の平成23年3月から5月の取扱貨物量は、前年同月比の39.7%に大幅に減少し、立地企業の生産活動にも大きな支障を与えた。大手建機メーカーの工場においては、生産加工施設をはじめ、茨城港常陸那珂港区北埠頭内で出荷待ちしていた建設機械が、地震・津波により、総額で73億円に及ぶ被害を受けた。

(3) 神栖市

神栖市域において津波浸水地域のうち生産活動の基盤に著しい被害を受けた漁港周辺地域を雇用等被災地域として設定した。

※別添図参照

<理由>

- 神栖市域においては津波浸水地域が存在し、中でも鹿島港及び波崎漁港・新港周辺での被害が甚大であった。鹿島港の施設被害額は148億円（鹿嶋市側を含む）、波崎漁港の損害見込額は92億円にも上っている。
- 「経済センサスー基礎調査調査区別集計」によると、特に、漁業については従業者数ベースで85.4%が浸水範囲にある。
- また、漁港関連施設被害の復旧事業費に係る標準税収入割合は、査定見込額ベースで10%を超えており、激甚な被害となっている。
- 波崎漁港・新港においては浸水高が3.1メートルになり、漁船の被害として、

大型船（まき網船）3隻が沈没，座礁し（1隻あたり被害額：建造費11億円，網流失1.5億円），小型船は11隻が沈没，14隻が陸上げ，20隻が損傷した。施設は，漁協事務所1階のポンプ室や電気設備及び検量施設が津波により浸水し，製氷工場では衛生施設の陥没破損，給油施設破損，給水施設の埋設管断裂，貯氷庫や漁具倉庫3棟の浸水など多大な被害があった。また，水産業や水産加工業も甚大な被害を受けた。

- なお，鹿島臨海工業地帯は，鹿島港を中心に国内有数の大企業が操業しているが，Y字型の形状が災いし，港湾内で津波の威力が増大したことにより，北公共埠頭で4.9m，南公共埠頭では8.4mまで津波が達した。この津波の影響で，工場としては国内最大規模の被害（石油化学コンビナート約400億円超）を被り，ほぼ全社において2～3カ月の長期間事業活動ができない状況となった。

(4)大洗町

大洗町域において津波浸水地域のうち生産活動の基盤に著しい被害を受けた漁港周辺地域を雇用等被災地域として設定した。

※別添図参照

<理由>

- 大洗町は，今震災によって最大波4.9mの津波が町を襲い，町域面積の10%にあたる2km²が浸水し，住家被害に加え漁港や港湾の各種インフラ施設や公共施設などに甚大な被害を与えた。津波浸水地域においては，193事業所が津波により被災した。（全事業所（1,168事業所）の約17%に相当）
- 「経済センサス基礎調査調査区別集計」によると，特に，漁業については従業者数ベースで100%が浸水範囲にある。
- また，漁港関連施設被害の復旧事業費に係る標準税収入割合は，査定見込額ベースで10%を超えており，激甚な被害となっている。
- 被害は，漁業・水産業・製造業・運輸業・卸売業・宿泊業・サービス業など幅広い産業に及んだ。水産加工施設・港湾施設・商業施設は津波により機能不全に陥るなどの被害を受け生産活動に大きな影響を与えた。その中でも，大規模店舗である大洗リゾートアウトレットは，テナントも含め約40億円の被害額にも上り，約4カ月の休業に追い込まれた。
- 大洗港も津波により大きな被害を受け，港湾施設の損壊やフェリー航路の埋没などにより一時利用不可となった。港湾施設の被害額は51億円にも上っている。応急復旧などにより6月には暫定復旧したものの，平成23年4月～7月の輸送実績は対前年比43%と大幅に減少し，港湾を利用する製造業や運輸業，水運業の生産活動に大きな影響を与えている。

- 津波浸水域周辺の事業所を対象とした雇用状況調査結果では、水産業や水運業など 30 社から回答（被災事業所の約 15%）があった。震災による離職者は対象事業所従業員の 14%にあたる 231 人を数え、中小零細な水産業や小売店が多いにも関わらず被害額も約 41 億円にも上った。加工施設や冷凍・冷蔵施設、商業施設などが津波の浸水により機能不全になるなどの事例が多くみられ極めて深刻な状況であり、概ね 2～4 カ月の事業活動の停止を余儀なくされた。
- このような状況から、被災事業所などの復旧・復興事業費は多額となり、事業所閉鎖や事業規模の縮小などをせざるを得ない状況となり、大洗町の経済活動にも多大な影響を及ぼしている。

6 雇用等被害地域から通勤圏内にある区域

(1) 日立市

伊師工業団地地区復興産業集積区域，座禅山工業団地地区復興産業集積区域，豊浦地区復興産業集積区域，砂沢地区復興産業集積区域，日高地区復興産業集積区域，白銀地区復興産業集積区域，宮田地区復興産業集積区域，東町地区復興産業集積区域，日立駅前地区復興産業集積区域，助川地区復興産業集積区域，日立地区復興産業集積区域，多賀地区復興産業集積区域，大みか・日立港区臨海地区等復興産業集積区域，久慈鉄工団地地区復興産業集積区域，日立南部工業団地・日立南工業団地・大和田地区復興産業集積区域及び日立北部工業団地地区復興産業集積区域を含む日立市が，該当する区域である。

<理由>

○伊師工業団地地区復興産業集積区域ほかを含む日立市は，北茨城市内の雇用等被害地域から自動車です約 40 分から 50 分の距離にあり，十分に通勤圏内にあるものと考えられる。

○国勢調査によると，北茨城市在住の就業者のうち，近接する日立市へ 3,434 人が通勤している。また，ひたちなか市在住の就業者のうち，近接する日立市へ 3,686 人が通勤しており，通勤圏内にあるものと言える。

(2) 鹿嶋市

北公共埠頭地区復興産業集積区域，北海浜地区（Ⅰ期・Ⅱ期）復興産業集積区域及び平井東部地区復興産業集積区域を含む鹿嶋市が，該当する区域である。

<理由>

○北公共埠頭地区復興産業集積区域，北海浜地区（Ⅰ期・Ⅱ期）復興産業集積区域及び平井東部地区復興産業集積区域を含む鹿嶋市は，隣接する神栖市内の雇用等被害地域から自動車です約 45 分の距離にあり，十分に通勤圏内にあるものと考えられる。

○国勢調査によると，神栖市在住の就業者のうち，3,250 人が鹿嶋市へ通勤しており，通勤圏内にあるものと言える。

(3) 水戸市

水戸駅前・上市地区復興産業集積区域を含む水戸市が，該当する区域である。

<理由>

○復興産業集積区域は，自動車，鉄道等の通常の通勤手段により，隣接するひたちなか市及び大洗町の雇用等被害地域から概ね 30 分以内の区域である。

○国勢調査によると，水戸市への通勤者は，ひたちなか市から 11,895 人，大洗町

から 1,937 人であり、雇用等被害地域から相当数の通勤者が存在しており、中核都市への通勤圏内と言える。

○また、雇用等被害地域（ひたちなか市及び大洗町）とは、商圈、余暇圏としての吸収・流出も非常に活発であり、極めて関連性の高い区域である。

○さらに、現状において沿岸各市町の雇用の受け皿が被害を受けたことから、本市への通勤者が拡大することが見込まれる。

(4) 高萩市

手綱・赤浜地区工業団地地区復興産業集積区域、松久保工業団地地区復興産業集積区域及び安良川地区復興産業集積区域を含む高萩市が該当する区域である。

<理由>

○手綱・赤浜地区工業団地地区復興産業集積区域、松久保工業団地地区復興産業集積区域及び安良川地区復興産業集積区域を含む高萩市は、隣接する北茨城市の雇用等被害地域から自動車で約 20 分以内の距離にあり、十分に通勤圏内である。

○国勢調査によると、北茨城市在住の就業者のうち、2,193 人が高萩市へ通勤しており、通勤圏内にあるものと言える。

○また、特に手綱・赤浜地区工業団地地区復興産業集積区域、松久保工業団地地区復興産業集積区域の両区域は、北茨城市に隣接する市内北部に位置し、国道 6 号など両市を縦断する主要道路に面していることなども理由として挙げられる。

(5) 潮来市

道の駅いたこ周辺地区復興産業集積区域、潮来 IC 周辺地区復興産業集積区域、潮来工業団地復興産業集積区域、須賀地区復興産業集積区域及び水原地区復興産業集積区域を含む潮来市が、該当する区域である。

<理由>

○道の駅いたこ周辺地区復興産業集積区域、潮来 IC 周辺地区復興産業集積区域、潮来工業団地復興産業集積区域、須賀地区復興産業集積区域及び水原地区復興産業集積区域を含む潮来市は、隣接する神栖市内の雇用等被害地域から自動車で概ね 40 分から 50 分の距離にあり、十分に通勤圏内にあるものと考えられる。

○国勢調査によると、神栖市在住の就業者のうち、486 人が潮来市へ通勤しており、通勤圏内にあるものと言える。

(6) 那珂市

那珂西部工業団地復興産業集積区域を含む那珂市が該当する区域である。

<理由>

○那珂西部工業団地復興産業集積区域を含む那珂市は、隣接するひたちなか市内の雇用等被害地域から自動車です約 45 分の距離にあり、十分に通勤圏内にあるものと考えられる。

○国勢調査によると、那珂市には、ひたちなか市から 2,136 人が通勤しており、通勤圏内にあるものと言える。

(7) 鉾田市

上山鉾田工業団地地区復興産業集積区、鉾田西部工業団地地区復興産業集積区域及び大蔵工業団地地区復興産業集積区を含む鉾田市が該当区域である。

<理由>

○上山鉾田工業団地地区復興産業集積区、鉾田西部工業団地地区復興産業集積区域及び大蔵工業団地地区復興産業集積区域を含む鉾田市は、大洗町の雇用等被害地域から自動車です約 35 分から 45 分の距離にあり、十分な通勤圏内となっているものと考えられる。

○国勢調査によると、鉾田市には、隣接する大洗町から 237 人、近接するひたちなか市から 212 人が通勤しており、通勤圏内にあるものと言える。

(8) 茨城町

茨城中央工業団地復興産業集積区域及び茨城工業団地復興産業集積区を含む茨城町が該当区域である。

<理由>

○茨城中央工業団地復興産業集積区域及び茨城工業団地復興産業集積区を含む茨城町は、ひたちなか市内の雇用等被害地域から高速道路を利用し約 30 分以内の距離にあり、十分な通勤圏内となっているものと考えられる。

○また、国勢調査によると、近接するひたちなか市から 566 人、隣接する大洗町から 176 人が茨城町へ通勤しており、通勤圏内にあるものと言える。

(9) 東海村

平原工業団地地区復興産業集積区域及び平原南部工業団地地区復興産業集積区域を含む東海村が該当区域である。

<理由>

○本復興産業集積区域は、隣接するひたちなか市内の雇用等被害地域から自動車です 40 分程度であり、十分に通勤圏内である。

○国勢調査による、ひたちなか市の 15 歳以上就業者人口の約 5%にあたる 3,647 人が、東海村へ通勤しており、通勤圏内にあるものと言える。

7 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(1)法第2条第3項第2号イの復興推進事業（法第37条、第38条、第39条、第40条、第43条の規定に基づく税の特例措置）(4(2)に定める区域については第40条の規定に基づく税の特例措置を除く)

- ①復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果
- (ア) (ウ) 及び (エ) の業種の総称
 - (イ) (ウ) 及び (エ) の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域
 - (ウ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種
 - (エ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す (ウ) の業種の主要関連業種
 - (オ) 集積の形成及び活性化の効果

※①の (ア) から (オ) は、以下の1)から10)の順で次ページ以降に記載

<産業分野>

- 1) これからの日本を支える次世代型産業（環境・新エネルギー分野）
- 2) 自動車・建設機械関連産業
- 3) 基礎素材（関連）産業
- 4) 電気・機械関連産業
- 5) 食品関連産業
- 6) 水産関連産業
- 7) 木材関連産業
- 8) 運輸・物流関連産業
- 9) 観光関連産業
- 10) 地域特性を活かした商業（小売業）・サービス業等

②特別の措置

- ・① (ウ) 又は (エ) の業種に属する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第37条～第40条の規定に基づく措置）(4(2)に定める区域については第40条の規定に基づく税の特例措置を除く)
- ・①の (ウ) 又は (エ) の業種に関する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第43条の規定に基づく措置）

1) これからの日本を支える次世代型産業（環境・新エネルギー分野）

本県には、東海村、大洗町などに環境・エネルギー関連の研究機関が集積するとともに、日立市にはスマートグリッド等のシステム開発を進める大手総合家電メーカーの主力工場群とそれらを実現する加工技術を持つ中小企業など多くの企業が立地している。

具体的には、環境・エネルギー関連の研究機関として、日本原子力研究開発機構（東海村、大洗町）等が立地し、環境・エネルギーに関する世界最先端の研究開発が進められている。

日立市においては、重要港湾である茨城港日立港区へのLNG基地の建設が予定されているほか、電動バスの運行実証実験などが動き出しつつある。さらには、日立製作所では強みを持つ自動検針向けの通信技術や系統安定化技術を活かしたスマートグリッド関連システムの開発が進められている。

大洗町においては、日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターをはじめ、多くの原子力関連施設が立地し、原子力分野における最先端研究拠点として原子力産業への取り組みを進めてきた。また、高温ガス炉（HTTR）を使って環境に優しい次世代エネルギーとしての水素の大量生産も計画している。

鹿嶋市、神栖市においては、その風況の良さから県内の風力発電施設の約8割が集中し、サミットウインドパワー(株)が風力発電施設（鹿嶋市：2000kW×10基）を運転するなど新エネルギーの導入も進んでいる。さらに、(株)ウィンド・パワー・エナジーが鹿島港沖で大規模洋上風力発電施設を100基程度建設する構想を有し、環境省の平成23年度風力発電施設等に係る改正アセス法手続先行実施モデル事業の採択を受けている。

これら地域における既存の企業集積と産業技術集積を活かし、当該地域及びその周辺に、太陽光発電、風力発電などをはじめとした低炭素社会の実現に資する新エネルギー関連技術（バイオマス発電、水素燃料、燃料電池、蓄電池等）の研究開発や製品開発、関連製品の製造及び新エネルギーの供給を行う業種、産業用ヒートポンプや低燃費自動車、スマートグリッド等次世代のエネルギーシステム構築など省エネルギー関連技術（産業用ヒートポンプ、BEMS・HEMS、ZEB・ZEH、ITS、スマートグリッド等）の研究開発や製品開発、関連製品の製造やシステム開発を行う業種、廃プラスチックやレアメタルなどのリサイクルを行う環境リサイクル関連業種の集積や活性化を目指す。

① 環境・新エネルギー分野（新エネルギー関連産業）

(ア) (ウ) 及び (エ) の業種の総称

新エネルギー関連産業

- (イ) (ウ) 及び (エ) の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域
- ・ひたちなか地区復興産業集積区域（ひたちなか市 ※一部に東海村域を含む）
 - ・鹿島臨海工業地帯神之池東部地区復興産業集積区域（神栖市）
 - ・鹿島臨海工業地帯神之池西部地区復興産業集積区域（公共埠頭地区含む）（神栖市）
 - ・鹿島臨海工業地帯南海浜地区復興産業集積区域（神栖市）
 - ・鹿島臨海工業地帯波崎地区復興産業集積区域（神栖市）
 - ・高松地区復興産業集積区域（神栖市 ※一部に鹿嶋市域を含む）
 - ・大貫台地区復興産業集積区域（大洗町）
 - ・大洗港周辺地域復興産業集積区域（大洗町）
 - ・大みか・日立港区臨港地区等復興産業集積区域（日立市）
 - ・久慈鉄工団地地区復興産業集積区域（日立市）
 - ・日立南部工業団地・日立南工業団地・大和田地区復興産業集積区域（日立市）
 - ・北公共埠頭地区復興産業集積区域（鹿嶋市）
 - ・北海浜地区（Ⅰ期・Ⅱ期）復興産業集積区域（鹿嶋市）
 - ・鉦田西部工業団地地区復興産業集積区域（鉦田市）
 - ・茨城中央工業団地復興産業集積区域(茨城町)
 - ・茨城工業団地復興産業集積区域（茨城町）

- (ウ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

<p>※低炭素社会の実現に資する太陽光発電，風力発電，バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギー技術に関連した技術開発、製品開発，関連製品の製造，システム開発を行う下記の業種。</p> <p>12 木材・木製品製造業</p> <p>29 電気機械器具製造業</p> <p>39 情報サービス業</p> <p>※低炭素社会の実現に資する新エネルギー（再生可能エネルギー，液化天然ガス（LNG）に限る。）供給を行う下記の業種。</p> <p>33 電気業</p> <p>34 ガス業</p> <p>35 熱供給業</p>
--

<業種及び区域の設定理由>

本地域では、環境・エネルギー関連産業の更なる活性化や集積を実現するための関連企業と産業技術が豊富に集積している。

本県が平成 23 年に策定した「茨城県地球温暖化対策実行計画」では、本県の我が国有数の産業・科学技術の集積を踏まえ、太陽エネルギー、風力発電、バイオマスエネルギー、小水力発電等の新エネルギーの導入を積極的に促進することとしている。

また、本県が平成 23 年に策定した「いばらき科学技術振興指針」においては、今後需要の拡大が見込まれる新エネルギーといった成長分野において、新製品・新技術の開発につながるよう、研究機関との共同研究を進め、県内への企業進出を促進することとしている。

本県においては、これら実行計画及び振興指針に基づく取り組みを進めることにより、新エネルギー関連技術の研究開発、製品製造等を行う業種の集積を目指すこととしている。

(エ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す (ウ) の業種の主要関連業種

(ウ) の業種に係るコスト低減や生産率向上に寄与する運輸業、卸売業等の下記の業種。

44 道路貨物運送業

45 水運業

47 倉庫業

54 機械器具卸売業

(オ) 集積の形成及び活性化の効果

対象区域における環境・エネルギー分野の技術・ノウハウの蓄積やものづくり企業の集積を活かし、当該地域及びその周辺に、今後の成長分野と見込まれる環境・エネルギー関連産業（例えば、風力発電、太陽光発電、水素燃料、蓄電池、エネルギー供給関連産業等）の集積や活性化が期待できるとともに、同地域への新規立地や投資が促進され、雇用機会の創出が見込まれる。

② 環境・新エネルギー分野（省エネルギー関連産業）

(ア) (ウ) 及び (エ) の業種の総称

省エネルギー関連産業

(イ) (ウ) 及び (エ) の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

- ・ひたちなか地区復興産業集積区域（ひたちなか市 ※一部に東海村域を含む）
- ・鹿島臨海工業地帯神之池東部地区復興産業集積区域（神栖市）
- ・鹿島臨海工業地帯神之池西部地区復興産業集積区域（公共埠頭地区含む）
（神栖市）
- ・鹿島臨海工業地帯南海浜地区復興産業集積区域（神栖市）
- ・鹿島臨海工業地帯波崎地区復興産業集積区域（神栖市）
- ・高松地区復興産業集積区域（神栖市 ※一部に鹿嶋市域を含む）
- ・大貫台地区復興産業集積区域（大洗町）
- ・大洗港周辺地域復興産業集積区域（大洗町）
- ・大みか・日立港区臨港地区等復興産業集積区域（日立市）
- ・久慈鉄工団地地区復興産業集積区域（日立市）
- ・日立南部工業団地・日立南工業団地・大和田地区復興産業集積区域（日立市）
- ・北公共埠頭地区復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・北海浜地区（Ⅰ期・Ⅱ期）復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・銚田西部工業団地地区復興産業集積区域（銚田市）
- ・茨城中央工業団地復興産業集積区域（茨城町）
- ・茨城工業団地復興産業集積区域（茨城町）

(ウ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

※省エネルギー技術に関連した技術開発、製品開発、関連製品の製造、システム開発を行う下記の業種。

- 21 窯業・土石製品製造業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 30 情報通信機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業

32 その他の製造業

39 情報サービス業

<業種及び区域の設定理由>

本地域では、環境・エネルギー関連産業の更なる活性化や集積を実現するための関連企業と産業技術が豊富に集積している。

本県が平成 23 年に策定した「茨城県地球温暖化対策実行計画」では、本県の我が国有数の産業・科学技術の集積を踏まえ、省エネルギー関連では、鹿島地区の高炉溶融排熱を回収して発電に再利用した廃棄物発電などサーマルリサイクルを推進することとしている。

また、本県が平成 23 年に策定した「いばらき科学技術振興指針」においては、低炭素社会の構築を重点戦略に位置付けており、スマートコミュニティの構築に向けた研究開発等を促進し、省エネルギーの技術開発を通じた低炭素社会づくりを推進することとしている。

本県においては、これら実行計画及び振興指針に基づく取り組みを進めることにより、省エネルギー関連技術の研究開発、製品製造等を行う業種を目指すこととしている。

(エ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す (ウ) の業種の主要関連業種

(ウ) の業種に係る施設工事、原材料提供等を行う下記の業種。

22 鉄鋼業

37 通信業

70 物品賃貸業

72 専門サービス業

74 技術サービス業

(オ) 集積の形成及び活性化の効果

対象区域における環境・エネルギー分野の技術・ノウハウの蓄積やものづくり企業の集積を活かし、当該地域及びその周辺に、今後の成長分野と見込まれる省エネルギー関連産業の集積や活性化が期待できるとともに、同地域への新規立地や投資が促進され、雇用機会の創出が見込まれる。

③ 環境・新エネルギー分野（環境リサイクル関連産業）

(ア) (ウ) 及び (エ) の業種の総称

環境リサイクル関連産業

(イ) (ウ) 及び (エ) の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

- ・ひたちなか地区復興産業集積区域（ひたちなか市 ※一部に東海村域を含む）
- ・鹿島臨海工業地帯神之池東部地区復興産業集積区域（神栖市）
- ・鹿島臨海工業地帯神之池西部地区復興産業集積区域（公共埠頭地区含む）
（神栖市）
- ・鹿島臨海工業地帯波崎地区復興産業集積区域（神栖市）
- ・高松地区復興産業集積区域（神栖市 ※一部に鹿嶋市域を含む）
- ・大貫台地区復興産業集積区域（大洗町）
- ・大洗港周辺地域復興産業集積区域（大洗町）
- ・大みか・日立港区臨港地区等復興産業集積区域（日立市）
- ・久慈鉄工団地地区復興産業集積区域（日立市）
- ・日立南部工業団地・日立南工業団地・大和田地区復興産業集積区域（日立市）
- ・北公共埠頭地区復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・北海浜地区（Ⅰ期・Ⅱ期）復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・銚田西部工業団地地区復興産業集積区域（銚田市）
- ・茨城中央工業団地復興産業集積区域（茨城町）
- ・茨城工業団地復興産業集積区域（茨城町）

(ウ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

※マテリアルリサイクルなど再生資源の有効活用を行う下記の業種。

- 11 繊維工業
- 12 木材・木製品製造業
- 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 16 化学工業
- 17 石油製品・石炭製品製造業
- 18 プラスチック製品製造業
- 19 ゴム製品製造業
- 21 窯業・土石製品製造業

- 22 鉄鋼業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 88 廃棄物処理業

<業種及び区域の設定理由>

本地域では、環境リサイクル関連産業の更なる活性化や集積を実現するための関連企業と産業技術が豊富に集積している。

本県が平成 23 年に策定した「茨城県地球温暖化対策実行計画」、「いばらき科学技術振興指針」においては、低炭素社会の構築を重点戦略に位置付けている。

本県においては、これら実行計画及び振興指針に基づく取り組みを進めることにより、環境リサイクル関連産業の集積を目指すこととしている。

(エ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す (ウ) の業種の主要関連業種

(ウ) の業種に係るコスト低減や生産率向上に寄与する運輸業、卸売業等の下記の業種。

- 44 道路貨物運送業
- 45 水運業
- 47 倉庫業
- 48 運輸に附帯するサービス業 (481 港湾運送業に限る。)
- 50 各種商品卸売業
- 51 繊維・衣服等卸売業
- 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
- 55 その他の卸売業
- 71 学術・開発研究機関

(オ) 集積の形成及び活性化の効果

対象区域における環境・エネルギー分野の技術・ノウハウの蓄積やものづくり企業の集積を活かし、当該地域及びその周辺に、今後の成長分野と見込まれる環境リサイクル関連産業の集積や活性化が期待できるとともに、同地域への新規立地や投資が促進され、雇用機会の創出が見込まれる。

<産業の集積状況>

○神栖市

(株)ウィンド・パワー・エナジー, 新日本ソーラーシリコン(株), 神之池バイオエネルギー(株)神之池バイオマス発電所 など

○大洗町

(独) 日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター, (株)千代田テクノロ大洗研究所, 日揮(株)技術研究所, 日本核燃料開発(株) など

○日立市

(株)日立製作所日立事業所臨海工場, (株)日立製作所日立研究所臨海分室, (株)堀田電機製作所, 帝石プロパンガス(株)北関東支店 など

○鹿嶋市

サミットウインドパワー(株) など

2) 自動車・建設機械関連産業

本県には、日立・ひたちなか地域を中心に、自動車部品製造、自動車電装部品・電子部品を生産する自動車関連産業が幅広く集積している。また、茨城港常陸那珂港区においては、日本を代表する大手建設機械メーカーである(株)小松製作所(コマツ)や日立建機(株)の拠点形成も着実に進んでいる。加えて、日立・ひたちなか地域には、電機機器製品等の部品製造、機械加工、金型、鍍金、組立等の基盤的技術を得意とする中小企業が集積していることから、日本を代表する次世代自動車(ハイブリット車・電気自動車)や建設機械関連(ハイブリット)の産業集積を形成できるポテンシャルを有している。

具体的に、日立市においては、(株)日立製作所がハイブリット車・電気自動車のパワー半導体等を生産している。また、茨城港日立港区は、自動車の輸出入基地として、平成22年5月から国内大手自動車メーカーが北米向け高級車の輸出を取扱うなど、自動車物流拠点としての機能も高めている。さらに、日立港区周辺には、外国自動車メーカーの整備工場や自動車部品の製造工場等が数多く立地している。

ひたちなか市には、ハイブリット電気自動車用のリチウムイオン2次電池を製作する日立ビークルエナジー(株)や自動車用電装品で世界的なシェアを誇る日立オートモティブシステムズ(株)、また、自動車向け車載マイコンで世界トップのシェアを誇るルネサスエレクトロニクス(株)など自動車関連産業が立地している。また、平成18年以降、コマツや日立建機(株)が大規模な工場を建設し、常陸那珂港区を利用して、世界戦略への輸出拠点として成長している。コマツでは建機組立工場が稼働し、本県への集約を進めている。日立建機(株)も常陸那珂臨港工場において超大型建機の組立を行っている。

これら地域における既存の企業集積と産業技術集積を活かし、当該地域及びその周辺に、エンジン部品(ピストン、燃料噴射装置、ラジエーター等)、電装品(エンジン制御機器、リチウムイオン電池等)、駆動・伝導及び操縦系部品(ハンドル、トランスミッション、クラッチ類等)、制動装置部品(ブレーキ装置等)、車体部品(プレス部品、シート、燃料タンク等)バス等で導入が検討されているIPS(非接触型充電システム)等の次世代自動車を含む自動車に関する技術開発や製品開発、関連製品の製造を行う業種、鉱山機械(ダンプトラック、アーティキュレートダンプ、ホイールローダー等)、油圧ショベル(バックホウ、ローディングショベル等)、スプール等油圧部品、バケット、アーム、旋回装置、走行装置、減速機、キャビン等の建設機械に関する技術開発や製品開発、関連製品の製造を行う業種などの集積や活性化を目指す。

① 自動車関連産業

(ア) (ウ) 及び (エ) の業種の総称

自動車関連産業

(イ) (ウ) 及び (エ) の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

- ・ 関本地区復興産業集積区域（北茨城市）
- ・ 上相田地区復興産業集積区域（北茨城市）
- ・ 磯原地区復興産業集積区域（北茨城市）
- ・ 中郷地区復興産業集積区域（北茨城市）
- ・ ひたちなか地区復興産業集積区域（ひたちなか市 ※一部に東海村域を含む）
- ・ 勝田第一工業団地及び周辺地区復興産業集積区域（ひたちなか市）
- ・ 津田地区復興産業集積区域（ひたちなか市）
- ・ 大みか・日立港区臨港地区等復興産業集積区域（日立市）
- ・ 久慈鉄工団地地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 日立南部工業団地・日立南工業団地・大和田地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 手綱・赤浜地区工業団地地区復興産業集積区域（高萩市）
- ・ 松久保工業団地地区復興産業集積区域（高萩市）
- ・ 安良川地区復興産業集積区域（高萩市）
- ・ 鉾田西部工業団地地区復興産業集積区域（鉾田市）
- ・ 茨城中央工業団地復興産業集積区域（茨城町）
- ・ 茨城工業団地復興産業集積区域（茨城町）

(ウ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

31 輸送用機械器具製造業（311 自動車・同付属品製造業及び 315 産業用運搬車両・同部分品・付属品製造業に限る。）
--

<業種及び区域の設定理由>

本地域では、次世代のハイブリット車・電気自動車を含め自動車関連産業の更なる活性化や集積を実現するための企業と産業技術が豊富に集積しており、北関東自動車道と直結する茨城港常陸那珂港区といった世界市場への輸出港もあり、本地域は立地優位性を有している。

本県では、自動車関連業種を県総合計画の重点戦略に位置付けて国際競争力のあるグローバル産業として更なる集積を目指している。さらに、平成 20 年に策定した企業立地促進法に基づく「県北地域基本計画」及び「笠間・茨城地域基本計画」において自動車関連産業を指定業種とし、更なる集積を目

指している。

また、電気自動車等については、平成 22 年に県が事務局となり県内の自動車関連の高度な専門技術を有する中小企業等約 350 社で構成される「いばらき成長産業振興協議会」に次世代自動車分科会を設置し、積極的に集積を目指している。

(エ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す (ウ) の業種の主要関連業種

(ウ) の業種に係る必要な製品の製造業、必要な電力等のエネルギー供給業種、コスト低減や生産率向上に寄与する運輸業、卸売業、小売業等の下記の業種。

11 繊維工業

16 化学工業

17 石油製品・石炭製品製造業

18 プラスチック製品製造業

19 ゴム製品製造業

21 窯業・土石製品製造業

22 鉄鋼業

23 非鉄金属製造業

24 金属製品製造業

25 はん用機械器具製造業

26 生産用機械器具製造業

27 業務用機械器具製造業

28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

29 電気機械器具製造業

30 情報通信機械器具製造業

32 その他製造業

33 電気業 (当該復興産業集積区域内のみに電力を供給するものに限る。)

34 ガス業 (当該復興産業集積区域内のみにガスを供給するものに限る。)

35 熱供給業 (当該復興産業集積区域内のみに熱を供給するものに限る。)

44 道路貨物運送業

47 倉庫業

48 運輸に附帯するサービス業 (481 港湾運送業及び 484 こん包業に限る。)

53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業

54 機械器具卸売業
 55 その他の卸売業
 70 物品賃貸業
 71 学術・開発研究機関
 72 専門サービス業（726 デザイン業に限る。）

(オ) 集積の形成及び活性化の効果

対象区域における自動車関連産業の集積を活かし、当該地域の周辺に日野自動車(株)の本県進出に伴う自動車関連産業のさらなる立地促進、次世代ハイブリッド車や電気自動車関連産業の新規立地や投資が促進され、雇用機会の創出が見込まれる。

<産業の集積状況>

○北茨城市

鈴勝産業(株) など

○ひたちなか市

日立オートモティブシステムズ(株), 日立ビークルエナジー(株), 日立カーエンジニアリング, (株)青山製作所, (株)エムテック など

○日立市

(株)沢平, 新宇佐美鉄工(株), (株)新和製作所, (株)宮本製作所 など

② 建設機械関連産業

(ア) (ウ) 及び (エ) の業種の総称

建設機械関連産業

(イ) (ウ) 及び (エ) の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

- ・ 関本地区復興産業集積区域（北茨城市）
- ・ 上相田地区復興産業集積区域（北茨城市）
- ・ 磯原地区復興産業集積区域（北茨城市）
- ・ 中郷地区復興産業集積区域（北茨城市）
- ・ ひたちなか地区復興産業集積区域（ひたちなか市 ※一部に東海村域を含む）
- ・ 勝田第一工業団地及び周辺地区復興産業集積区域（ひたちなか市）
- ・ 津田地区復興産業集積区域（ひたちなか市）
- ・ 大みか・日立港区臨港地区等復興産業集積区域（日立市）

- ・久慈鉄工団地地区復興産業集積区域（日立市）
- ・日立南部工業団地・日立南工業団地・大和田地区復興産業集積区域（日立市）
- ・手綱・赤浜地区工業団地地区復興産業集積区域（高萩市）
- ・松久保工業団地地区復興産業集積区域（高萩市）
- ・安良川地区復興産業集積区域（高萩市）
- ・鉾田西部工業団地地区復興産業集積区域（鉾田市）
- ・茨城中央工業団地復興産業集積区域(茨城町)
- ・茨城工業団地復興産業集積区域（茨城町）

(ウ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

26 生産用機械器具製造業（262 建設機械・鉱山機械製造業に限る。）

<業種及び区域の設定理由>

本地域では、建設機械関連産業の更なる活性化や集積を実現するための企業と産業技術が豊富に集積しており、北関東自動車道と直結する茨城港常陸那珂港区といった世界市場への輸出港もあり、本地域は立地優位性も有している。

本県では、建設機械関連産業を県総合計画の重点戦略に位置付けて国際競争力のあるグローバル産業として更なる集積を目指している。さらに、企業立地促進法の基本計画において自動車関連産業を指定業種とし、更なる集積を目指している。

(エ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す (ウ) の業種の主要関連業種

(ウ) の業種に係る必要な製品の製造業，必要な電力等のエネルギー供給業種，コスト低減や生産率向上に寄与する運輸業，卸売業，小売業等の下記の業種。

11 繊維工業

16 化学工業

17 石油製品・石炭製品製造業

18 プラスチック製品製造業

19 ゴム製品製造業

21 窯業・土石製品製造業

22 鉄鋼業

23 非鉄金属製造業
24 金属製品製造業
25 はん用機械器具製造業
27 業務用機械器具製造業
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機械器具製造業
30 情報通信機械器具製造業
32 その他製造業
33 電気業（当該復興産業集積区域内のみに電力を供給するものに限る。）
34 ガス業（当該復興産業集積区域内のみにガスを供給するものに限る。）
35 熱供給業（当該復興産業集積区域内のみに熱を供給するものに限る。）
44 道路貨物運送業
47 倉庫業
48 運輸に附帯するサービス業（481 港湾運送業及び 484 こん包業に限る。）
53 建築材料， 鉱物・金属材料等卸売業
54 機械器具卸売業
55 その他の卸売業
70 物品賃貸業
71 学術・開発研究機関
72 専門サービス業（726 デザイン業に限る。）

(オ) 集積の形成及び活性化の効果

対象区域における建設機械関連産業の集積を活かし、当該地域の周辺に関連企業のさらなる立地促進関連企業の新規立地や投資が促進され、雇用機会の創出が見込まれる。

<産業の集積状況>
○北茨城市 (株)アイメタルテクノロジー など
○高萩市 (株)アンテックス, (株)シンニッタン など
○ひたちなか市 (株)小松製作所, (株)日立建機, (株)桃栄金属工業, 大友運送(株) など

3) 基礎素材（関連）産業

本県には、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（首都圏近郊整備法）に基づき整備された県内最大の産業拠点である鹿島臨海工業地帯（鹿嶋市・神栖市）に、我が国最新の石油化学コンビナートや製鉄所を中核とする基礎素材（関連）産業が集積している。また、工業地帯及びその周辺には、運輸・物流、倉庫業などの関連産業が数多く立地している。

具体的には、鹿嶋市においては、住友金属工業(株)鹿島製鉄所が立地し、鉄鋼並びに建材の製造拠点として、自動車・家電向けの薄板鋼板を中心に、厚板鋼板、鋼管、形鋼など、付加価値の高い製品を製造している。また、同社は、24年10月に、国内第1位の鉄鋼メーカーである新日本製鐵(株)と経営統合し、世界第2位の製鉄会社となることが決まっている。加えて、鉄の製造工程で発生する転炉ガスやコークス炉ガスを活用した化成品工場であるエア・ウォーター(株)や、石炭を原料とするコークスとマンガニウムから合金鉄を製造する中央電気工業(株)、製鉄所のプラント技術開発やメンテナンスを担う住友金属プラント(株)が立地しており、また、鹿島共同火力(株)が、製鉄所で発生する高炉ガスと重油の混焼による経済的な発電を行っている。

神栖市においては、三菱化学(株)を中心に川上から川下まで密接に連携された国内最新の石油化学コンビナートが形成されている。また、内陸の波崎地区には、田辺三菱製薬工場(株)やエーザイ(株)などの医薬品産業や住友金属工業(株)などの技術研究機関なども立地している。

鹿島臨海工業地帯では、工業地帯を支える運輸・物流、倉庫業などの関連産業も周辺地域に数多く立地しているほか、港湾、道路、工業用水道、電力、蒸気などの産業インフラも充実している。また、今後は、高付加価値産業（ファインケミカル等）など成長分野への事業展開の促進が期待され、産業地域としての持続的な発展が見込める。

なお、本県では、鹿島臨海工業地帯の後背地に、自動車約30分の圏内に位置する潮来市や銚田市の産業用地に加え、北関東自動車道と常磐自動車道の結節点にある茨城中央工業団地など、東関東自動車道水戸線の延伸により、今後、同工業地帯とのさらなる交通アクセス向上により、産業集積が見込める地域を有している。

これら地域における既存の企業集積と産業技術集積を活かし、当該地域及びその周辺に、石油化学製品、鉄鋼、プラスチック製品、ゴム製品、非鉄金属、金属製品などをはじめとした基礎素材に関する製品開発や技術研究開発、関連製品の製造等を行う業種の集積や活性化を目指す。

① 基礎素材（関連）産業（化学関連産業）

（ア）（ウ）及び（エ）の業種の総称

化学関連産業

（イ）（ウ）及び（エ）の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

- ・ 鹿島臨海工業地帯神之池東部地区復興産業集積区域（神栖市）
- ・ 鹿島臨海工業地帯神之池西部地区復興産業集積区域（公共埠頭地区含む）
（神栖市）
- ・ 鹿島臨海工業地帯南海浜地区復興産業集積区域（神栖市）
- ・ 鹿島臨海工業地帯波崎地区復興産業集積区域（神栖市）
- ・ 高松地区復興産業集積区域（神栖市 ※一部に鹿嶋市域を含む）
- ・ 北公共埠頭地区復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・ 北海浜地区（Ⅰ期・Ⅱ期）復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・ 平井東部地区復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・ 道の駅いたこ周辺地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・ 潮来 IC 周辺地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・ 潮来工業団地復興産業集積区域（潮来市）
- ・ 須賀地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・ 水原地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・ 上山鉦田工業団地地区復興産業集積区域（鉦田市）
- ・ 鉦田西部工業団地地区復興産業集積区域（鉦田市）
- ・ 大蔵工業団地地区復興産業集積区域（鉦田市）
- ・ 茨城中央工業団地復興産業集積区域（茨城町）
- ・ 茨城工業団地復興産業集積区域（茨城町）

（ウ）（イ）の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

- | |
|-----------------|
| 16 化学工業 |
| 17 石油製品・石炭製品製造業 |
| 18 プラスチック製品製造業 |
| 19 ゴム製品製造業 |

<業種及び区域の設定理由>

本地域は、製鉄業及び石油化学コンビナートを中核とする基礎素材産業が集積し、関連産業も広い裾野で集積している。

本県では、平成15年度に「鹿島経済特区戦略プラン」を策定し、工業団

地全体で競争力強化・合理化への取組を展開している。また、平成22年に策定した「茨城県総合計画」において、鹿島地区を規制の合理化等により企業の競争力を高め、石油化学をはじめとする素材産業を中心とした多様な産業の集積を図る地域として位置付けている。

加えて、平成19年度には企業立地促進法に基づく「鹿島地区基本計画」を策定しており、基礎素材に関する製品開発等を行う製造業種の集積を目指している。

○首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（首都圏近郊整備法）
処分管理計画（昭和42年9月策定）に関する規定（法第18条の2）

【鹿島臨海工業地帯の処分管理計画】

名 称	立 地 に 適 す る 業 種
・高松地区	鉄鋼業
・神之池東部地区	化学工業，石油製品製造業，窯業・土石製品製造業，電気業
・神之池西部地区	食料品製造業，化学工業，石油製品・石炭製品製造業 窯業・土石製品製造業，鉄鋼業，非鉄金属製品製造業 一般機械器具製造業，輸送用機械器具製造業，木材業， 電気業
・波崎地区	内陸型工業

(エ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す (ウ) の業種の主要関連業種

<p>(ウ) の業種に係るプラント整備，繊維等の製造業，エネルギー供給業，コスト低減や生産率向上に寄与する運輸業，卸売業等の下記の業種。</p> <p>11 繊維工業</p> <p>15 印刷・同関連業</p> <p>31 輸送用機械器具製造業（311 自動車・同附属品製造業（ケミカルローリーに限る。））</p> <p>33 電気業</p> <p>34 ガス業</p> <p>35 熱供給業</p> <p>39 情報サービス業</p> <p>44 道路貨物運送業</p> <p>47 倉庫業</p>
--

48 運輸に附帯するサービス業（481 港湾運送業及び 484 こん包業に限る。）

50 各種商品卸売業

53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業

54 機械器具卸売業

55 その他の卸売業

70 物品賃貸業

71 学術・開発研究機関

74 技術サービス業

88 廃棄物処理業

90 機械等修理業（別掲を除く）

(オ) 集積の形成及び活性化の効果

対象区域における基礎素材（関連）産業の集積を活かし，今回の事業（税の特例）を推進することで，対象区域内の既存企業による設備投資，さらには遊休地や広大な後背地域への新規立地が期待できる。また，高効率化・高付加価値化（ファインケミカル等）の推進や新規成長分野の立地を促進し，多様な産業を集積させることで，競争力の高い産業拠点の構築を図ることで，雇用機会の創出が見込まれる。

<産業の集積状況>

○神栖市

鹿島石油(株)鹿島製油所，三菱化学(株)鹿島事業所，三井化学(株)鹿島工場，信越化学工業(株)鹿島工場，(株)カネカ鹿島工場，J S R(株)鹿島工場，(株)クラレ鹿島事業所，エーザイ(株)鹿島事業所，ダイキン工業(株)鹿島製作所 など

○鹿嶋市

エア・ウォーター(株)ケミカルカンパニー鹿島工場 など

② 基礎素材（関連）産業（鉄・金属関連製造業）

(ア) (ウ) 及び (エ) の業種の総称

鉄・金属関連製造業

(イ) (ウ) 及び (エ) の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

・鹿島臨海工業地帯神之池東部地区復興産業集積区域（神栖市）

- ・鹿島臨海工業地帯神之池西部地区復興産業集積区域（公共埠頭地区含む）
（神栖市）
- ・鹿島臨海工業地帯南海浜地区復興産業集積区域（神栖市）
- ・鹿島臨海工業地帯波崎地区復興産業集積区域（神栖市）
- ・高松地区復興産業集積区域（神栖市 ※一部に鹿嶋市域を含む）
- ・北公共埠頭地区復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・北海浜地区（Ⅰ期・Ⅱ期）復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・平井東部地区復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・道の駅いたこ周辺地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・潮来 IC 周辺地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・潮来工業団地復興産業集積区域（潮来市）
- ・須賀地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・水原地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・上山鉦田工業団地地区復興産業集積区域（鉦田市）
- ・鉦田西部工業団地地区復興産業集積区域（鉦田市）
- ・大蔵工業団地地区復興産業集積区域（鉦田市）
- ・茨城中央工業団地復興産業集積区域（茨城町）
- ・茨城工業団地復興産業集積区域（茨城町）

(ウ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

<p>22 鉄鋼業</p> <p>23 非鉄金属製造業</p> <p>24 金属製品製造業</p>

<業種及び区域の設定理由>

本地域は、製鉄業及び石油化学コンビナートを中核とする基礎素材産業が集積し、関連産業も広い裾野で集積している。

本県では、平成15年度に「鹿島経済特区戦略プラン」を策定し、工業団地全体で競争力強化・合理化への取組を展開している。また、平成22年に策定した「茨城県総合計画」において、鹿島地区を規制の合理化等により企業の競争力を高め、鉄鋼をはじめとする素材産業を中心とした多様な産業の集積を図る地域として位置付けている。

加えて、平成19年度には企業立地促進法に基づく「鹿島地区基本計画」を策定しており、基礎素材に関する製品開発等を行う製造業種の集積を目指している。

○首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（首都圏近郊整備法）
 処分管理計画（昭和 42 年 9 月策定）に関する規定（法第 18 条の 2）

【鹿島臨海工業地帯の処分管理計画】

名 称	立 地 に 適 す る 業 種
・高松地区	鉄鋼業
・神之池東部地区	化学工業，石油製品製造業，窯業・土石製品製造業， 電気業
・神之池西部地区	食料品製造業，化学工業，石油製品・石炭製品製造業 窯業・土石製品製造業，鉄鋼業，非鉄金属製品製造業 一般機械器具製造業，輸送用機械器具製造業，木材業， 電気業
・波崎地区	内陸型工業

(エ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す (ウ)
 の業種の主要関連業種

<p>(ウ) の業種に係るプラント整備，エネルギー供給業，コスト低減や生産率向上に寄与する運輸業，卸売業等の下記の業種。</p> <p>17 石油製品・石炭製品製造業（172 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及び 173 コークス製造業に限る。）</p> <p>33 電気業</p> <p>34 ガス業</p> <p>35 熱供給業</p> <p>44 道路貨物運送業</p> <p>47 倉庫業</p> <p>48 運輸に附帯するサービス業（481 港湾運送業及び 484 こん包業に限る。）</p> <p>50 各種商品卸売業</p> <p>53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業</p> <p>54 機械器具卸売業</p> <p>55 その他の卸売業</p> <p>70 物品賃貸業</p> <p>71 学術・開発研究機関</p> <p>74 技術サービス業</p> <p>90 機械等修理業（別掲を除く）</p>

(オ) 集積の形成及び活性化の効果

対象区域における基礎素材（関連）産業における企業の集積を活かし、今回の事業（税の特例）を推進することで、対象区域内の既存企業による設備投資、さらには遊休地や広大な後背地域への新規立地が期待できる。また、高効率化・高付加価値化（シームレスパイプなど）の推進や新規成長分野の立地を促進し、多様な産業を集積させることで、競争力の高い産業拠点の構築を図ることで、雇用機会の創出が見込まれる。

<産業の集積状況>

○鹿嶋市

住友金属工業(株)鹿島製鉄所，新日鐵住金ステンレス(株)鹿島製造所，住友金属プラント(株)鹿島工場，中央電気工業(株)鹿島工場 など

○潮来市

丸一鋼管(株) など

③ 基礎素材（関連）産業（ガラス・セメント関連製造業）

(ア) (ウ) 及び (エ) の業種の総称

ガラス・セメント関連製造業

(イ) (ウ) 及び (エ) の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

- ・ 鹿島臨海工業地帯神之池東部地区復興産業集積区域（神栖市）
- ・ 鹿島臨海工業地帯神之池西部地区復興産業集積区域（公共埠頭地区含む）（神栖市）
- ・ 鹿島臨海工業地帯南海浜地区復興産業集積区域（神栖市）
- ・ 鹿島臨海工業地帯波崎地区復興産業集積区域（神栖市）
- ・ 高松地区復興産業集積区域（神栖市 ※一部に鹿嶋市域を含む）
- ・ 北公共埠頭地区復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・ 北海浜地区（Ⅰ期・Ⅱ期）復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・ 平井東部地区復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・ 道の駅いたこ周辺地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・ 潮来 IC 周辺地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・ 潮来工業団地復興産業集積区域（潮来市）
- ・ 須賀地区復興産業集積区域（潮来市）

- ・水原地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・上山鉾田工業団地地区復興産業集積区域（鉾田市）
- ・鉾田西部工業団地地区復興産業集積区域（鉾田市）
- ・大蔵工業団地地区復興産業集積区域（鉾田市）
- ・茨城中央工業団地復興産業集積区域（茨城町）
- ・茨城工業団地復興産業集積区域（茨城町）

(ウ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

21 窯業・土石製品製造業

<業種及び区域の設定理由>

本地域は、製鉄業及び石油化学コンビナートを中核とする基礎素材産業が集積し、関連産業も広い裾野で集積している。

本県では、平成15年度に「鹿島経済特区戦略プラン」を策定し、工業団地全体で競争力強化・合理化への取組を展開している。また、平成22年に策定した「茨城県総合計画」において、鹿島地区を規制の合理化等により企業の競争力を高め、セメント・ガラスも含めた素材産業を中心とした多様な産業の集積を図る地域として位置付けている。

加えて、平成19年度には企業立地促進法に基づく「鹿島地区基本計画」を策定しており、基礎素材に関する製品開発等を行う製造業種の集積を目指している。

○首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（首都圏近郊整備法）
処分管理計画（昭和42年9月策定）に関する規定（法第18条の2）

【鹿島臨海工業地帯の処分管理計画】

名 称	立 地 に 適 す る 業 種
・高松地区	鉄鋼業
・神之池東部地区	化学工業，石油製品製造業，窯業・土石製品製造業，電気業
・神之池西部地区	食料品製造業，化学工業，石油製品・石炭製品製造業 窯業・土石製品製造業，鉄鋼業，非鉄金属製品製造業 一般機械器具製造業，輸送用機械器具製造業，木材業， 電気業
・波崎地区	内陸型工業

(エ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す (ウ) の業種の主要関連業種

(ウ) の業種に係るプラント整備，エネルギー供給業，コスト低減や生産率向上に寄与する運輸業，卸売業等の下記の業種。

33 電気業

34 ガス業

35 熱供給業

44 道路貨物運送業

47 倉庫業

48 運輸に附帯するサービス業（481 港湾運送業及び 484 こん包業に限る。）

50 各種商品卸売業

53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業

54 機械器具卸売業

55 その他の卸売業

70 物品賃貸業

71 学術・開発研究機関

74 技術サービス業

90 機械等修理業（別掲を除く）

(オ) 集積の形成及び活性化の効果

対象区域における基礎素材（関連）産業における企業の集積を活かし，今回の事業（税の特例）を推進することで，対象区域内の既存企業による設備投資，さらには遊休地や広大な後背地域への新規立地が期待できる。また，高効率化・高付加価値化（熱線反射ガラス等）の推進や新規成長分野の立地を促進し，多様な産業を集積させることで，競争力の高い産業拠点の構築を図ることで，雇用機会の創出が見込まれる。

<産業の集積状況>

○神栖市

旭硝子(株)鹿島工場，AGCガラスプロダクツ(株)，(株)大湘技研，石津建材(株)，鶴見化学工業(株) など

4) 電気・機械関連産業

本県には、日立市、ひたちなか市を中心とする県北臨海部に、日立グループの主力工場及び協力工場が集積している。地域資源とも言えるこれらの産業集積に加え、茨城港（日立港区、常陸那珂港区、大洗港区）や常磐自動車道・北関東自動車道などの広域交通ネットワーク、東海村のJ-PARC（大強度陽子加速器施設）や茨城大学工学部の研究機能などを活かしたロボット、次世代自動車、医療分野、社会インフラなど成長産業の基礎となる電気・機械関連産業の集積が進んでいる。

具体的には、日立市及びひたちなか市において、マイコン大手のルネサスエレクトロニクス㈱やリチウムイオン二次電池用負極材シェアトップの日立化成工業㈱などサプライチェーン上重要な位置を占める企業や、エネルギー転換や社会インフラ輸出で業界をリードする㈱日立製作所とそのグループ企業などが立地している。これらの企業の生産活動は、何れも電子制御・機械加工・ITなどを高度に摺り合わせた技術に支えられており、関連産業の集積と併せて、地域内での一貫生産体制・分業体制の構築・強化が進んでいる。

また、重電、エレクトロニクス機器、情報通信、家電、製造装置、分析機器など、裾野の広い製品を組立加工する大手企業の主力工場が数多く立地していることに加え、これらの生産活動を下支えする機械加工、製缶、金型、鍍金、組立等基盤的技術を得意とする中小企業も集積しており、国内有数の電気・機械関連産業の生産拠点となっている。

これら地域における既存の企業集積と産業技術集積を活かし、当該地域及びその周辺に、電気関連（発電機、電動機、変圧器、配電盤や遮断器などの電力制御装置、電線類、内燃機関電装品、コンデンサ（蓄電池）、整流器、家電品、電動工具、CTスキャンなどの医療用電子応用装置、電子顕微鏡、各種計測器・分析機器、二次電池、携帯電話機、電子計算機、交通信号保安装置等）の技術開発や製品開発、関連製品の製造、システム開発を行う業種、機械関連（ボイラ、タービン、原動機、ポンプ、油圧機器、エレベータ、軸受やピストンなどの動力伝導装置、冷凍機、複写機、印刷機、調理食品加工装置、金属工作機械、半導体製造装置、集積回路などの電子デバイス、液晶パネル、記録メディア、コネクタ・スイッチ等）の技術開発や製品開発、関連製品の製造、システム開発を行う業種の集積や活性化を目指す。

① 電気関連産業

(ア) (ウ) 及び (エ) の業種の総称

電気関連産業

(イ) (ウ) 及び (エ) の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

- ・ 関本地区復興産業集積区域（北茨城市）
- ・ 上相田地区復興産業集積区域（北茨城市）
- ・ 磯原地区復興産業集積区域（北茨城市）
- ・ 中郷地区復興産業集積区域（北茨城市）
- ・ ひたちなか地区周辺地区復興産業集積区域（ひたちなか市）
- ・ 勝田第二工業団地復興産業集積区域（ひたちなか市）
- ・ 勝田駅西口周辺地区復興産業集積区域（ひたちなか市）
- ・ 勝田駅東口周辺地区復興産業集積区域（ひたちなか市）
- ・ 鹿島臨海工業地帯神之池東部地区復興産業集積区域（神栖市）
- ・ 鹿島臨海工業地帯神之池西部地区復興産業集積区域（公共埠頭地区含む）
（神栖市）
- ・ 鹿島臨海工業地帯南海浜地区復興産業集積区域（神栖市）
- ・ 鹿島臨海工業地帯波崎地区復興産業集積区域（神栖市）
- ・ 高松地区復興産業集積区域（神栖市 ※一部に鹿嶋市域を含む）
- ・ 大貫台地区復興産業集積区域（大洗町）
- ・ 伊師工業団地地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 座禅山工業団地地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 豊浦地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 砂沢地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 日高地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 白銀地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 宮田地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 東町地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 日立駅前地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 助川地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 日立地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 多賀地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 日立北部工業団地地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 北公共埠頭地区復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・ 北海浜地区（Ⅰ期・Ⅱ期）復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・ 平井東部地区復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・ 手綱・赤浜地区工業団地地区復興産業集積区域（高萩市）
- ・ 松久保工業団地地区復興産業集積区域（高萩市）
- ・ 安良川地区復興産業集積区域（高萩市）

- ・道の駅いたこ周辺地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・潮来 IC 周辺地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・潮来工業団地復興産業集積区域（潮来市）
- ・須賀地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・水原地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・那珂西部工業団地復興産業集積区域（那珂市）
- ・上山鉾田工業団地地区復興産業集積区域（鉾田市）
- ・鉾田西部工業団地地区復興産業集積区域（鉾田市）
- ・大蔵工業団地地区復興産業集積区域（鉾田市）
- ・茨城中央工業団地復興産業集積区域（茨城町）
- ・茨城工業団地復興産業集積区域（茨城町）
- ・平原工業団地地区復興産業集積区域（東海村）
- ・平原南部工業団地地区復興産業集積区域（東海村）

(ウ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 |
|--|

<業種及び区域の設定理由>

本地域では、電気・機械関連産業の更なる活性化や集積を実現するための関連企業と産業技術が豊富に集積している。

本県では、平成 20 年に策定した企業立地促進法に基づく「県北地域基本計画」及び「笠間・茨城地域基本計画」において、同地区の特徴を活かし、電気関連産業の更なる集積と技術の高度化を進め、今後はロボット、自動車・建設機械、医療分野など裾野が広く成長が期待できる産業の基礎となる電気関連の技術開発等を行う業種や電気関連業種の集積促進に不可欠な物流、素材・部材提供、研究開発などの集積を目指すこととしている。

また、本県が平成 23 年に定めた「産業活性化に関する指針」では、整備が進む北関東自動車道や茨城港等の広域交通ネットワークを活用し、本地域を含む茨城県北部に集積する電気関連産業等の高度化、新事業の創出を促進することとしている。

(エ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す (ウ) の業種の主要関連業種

(ウ) の業種に係るフィルム印刷等の印刷業、プラスチック、ガラス製部品製造業、素材製造業、エネルギー供給業、コスト低減や生産率向上に寄与する運輸業、卸売業、小売業等の下記の業種。

- 15 印刷・同関連業
- 16 化学工業
- 17 石油製品・石炭製品製造業
- 18 プラスチック製品製造業
- 19 ゴム製品製造業
- 21 窯業・土石製品製造業
- 22 鉄鋼業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 31 輸送用機械器具製造業（車両用電気モーターに限る。）
- 32 その他の製造業（323 時計・同部分品製造業，3293 パレット製造業，3295 工業用模型製造業，3296 情報記録物製造業に限る。）
- 33 電気業（当該復興産業集積区域内のみに電力を供給するものに限る。）
- 34 ガス業（当該復興産業集積区域内のみにガスを供給するものに限る。）
- 35 熱供給業（当該復興産業集積区域内のみに熱を供給するものに限る。）
- 39 情報サービス業
- 44 道路貨物運送業
- 47 倉庫業
- 48 運輸に附帯するサービス業（481 港湾運送業及び 484 こん包業に限る。）
- 50 各種商品卸売業
- 53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業
- 54 機械器具卸売業
- 70 物品賃貸業
- 71 学術・開発研究機関
- 74 技術サービス業（他に分類されないもの）

(オ) 集積の形成及び活性化の効果

対象区域における電気関連産業技術・ノウハウの蓄積やものづくり企業の集積を活かし、当該地域及びその周辺に、電気関連産業の集積や活性化が期

待できるとともに、同地域への新規立地や投資が促進され、雇用機会の創出が見込まれる。

また、当該地域の強みの一つである広域交通ネットワークの機能も活かせば、リードタイムやコストの面でも国際的な競争力を得ることが可能となる。

② 機械関連産業

(ア) (ウ) 及び (エ) の業種の総称

機械関連産業

(イ) (ウ) 及び (エ) の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

- ・ 関本地区復興産業集積区域（北茨城市）
- ・ 上相田地区復興産業集積区域（北茨城市）
- ・ 磯原地区復興産業集積区域（北茨城市）
- ・ 中郷地区復興産業集積区域（北茨城市）
- ・ ひたちなか地区周辺地区復興産業集積区域（ひたちなか市）
- ・ 勝田第二工業団地復興産業集積区域（ひたちなか市）
- ・ 勝田駅西口周辺地区復興産業集積区域（ひたちなか市）
- ・ 勝田駅東口周辺地区復興産業集積区域（ひたちなか市）
- ・ 鹿島臨海工業地帯神之池東部地区復興産業集積区域（神栖市）
- ・ 鹿島臨海工業地帯神之池西部地区復興産業集積区域（公共埠頭地区含む）
（神栖市）
- ・ 鹿島臨海工業地帯南海浜地区復興産業集積区域（神栖市）
- ・ 鹿島臨海工業地帯波崎地区復興産業集積区域（神栖市）
- ・ 高松地区復興産業集積区域（神栖市 ※一部に鹿嶋市域を含む）
- ・ 大貫台地区復興産業集積区域（大洗町）
- ・ 伊師工業団地地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 座禅山工業団地地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 豊浦地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 砂沢地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 日高地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 白銀地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 宮田地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 東町地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 日立駅前地区復興産業集積区域（日立市）

- ・ 助川地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 日立地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 多賀地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 日立北部工業団地地区復興産業集積区域（日立市）
- ・ 北公共埠頭地区復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・ 北海浜地区（Ⅰ期・Ⅱ期）復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・ 平井東部地区復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・ 手綱・赤浜地区工業団地地区復興産業集積区域（高萩市）
- ・ 松久保工業団地地区復興産業集積区域（高萩市）
- ・ 安良川地区復興産業集積区域（高萩市）
- ・ 道の駅いたこ周辺地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・ 潮来 IC 周辺地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・ 潮来工業団地復興産業集積区域（潮来市）
- ・ 須賀地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・ 水原地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・ 那珂西部工業団地復興産業集積区域（那珂市）
- ・ 上山鉾田工業団地地区復興産業集積区域（鉾田市）
- ・ 鉾田西部工業団地地区復興産業集積区域（鉾田市）
- ・ 大蔵工業団地地区復興産業集積区域（鉾田市）
- ・ 茨城中央工業団地復興産業集積区域（茨城町）
- ・ 茨城工業団地復興産業集積区域（茨城町）
- ・ 平原工業団地地区復興産業集積区域（東海村）
- ・ 平原南部工業団地地区復興産業集積区域（東海村）

(ウ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

<p>25 はん用機械器具製造業</p> <p>26 生産用機械器具製造業</p> <p>27 業務用機械器具製造業</p> <p>31 輸送用機械器具製造業（310 管理，補助的経済活動を行う事業所,311 自動車・同付属品製造業, 319 その他の輸送用機械器具製造業を除く。）</p>

<業種及び区域の設定理由>

本地域では，機械関連産業の更なる活性化や集積を実現するための関連企業と産業技術が豊富に集積している。

本県では，平成 20 年に策定した企業立地促進法に基づく「県北地域

基本計画」及び「笠間・茨城地域基本計画」において、同地区の特徴を活かし、機械関連産業の更なる集積と技術の高度化を進め、今後はロボット、自動車・建設機械、医療分野など裾野が広く成長が期待できる産業の基礎となる機械関連の技術開発等を行う業種や電気・機械の集積促進に不可欠な物流、素材・部材提供、研究開発などの集積を目指すこととしている。

また、本県が平成 23 年に定めた「産業活性化に関する指針」では、整備が進む北関東自動車道や茨城港等の広域交通ネットワークを活用し、本地域を含む茨城県北部に集積する機械関連産業等の高度化、新事業の創出を促進することとしている。

(エ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す (ウ) の業種の主要関連業種

(ウ) の業種に係るフィルム印刷等の印刷業、プラスチック、ガラス製部品製造業、素材製造業、エネルギー供給業、コスト低減や生産率向上に寄与する運輸業、卸売業、小売業等の下記の業種。

15 印刷・同関連業

16 化学工業

17 石油製品・石炭製品製造業

18 プラスチック製品製造業

19 ゴム製品製造業

21 窯業・土石製品製造業

22 鉄鋼業

23 非鉄金属製造業

24 金属製品製造業

32 その他の製造業 (3293 パレット製造業及び 3295 工業用模型製造業に限る。)

33 電気業 (当該復興産業集積区域内のみに電力を供給するものに限る。)

34 ガス業 (当該復興産業集積区域内のみにガスを供給するものに限る。)

35 熱供給業 (当該復興産業集積区域内のみに熱を供給するものに限る。)

39 情報サービス業

44 道路貨物運送業

47 倉庫業

48 運輸に附帯するサービス業 (481 港湾運送業及び 484 こん包業に限る。)

50 各種商品卸売業
53 建築材料， 鉱物・金属材料等卸売業
54 機械器具卸売業
70 物品賃貸業
71 学術・開発研究機関
74 技術サービス業（他に分類されないもの）

(オ) 集積の形成及び活性化の効果

対象区域における機械関連産業技術・ノウハウの蓄積やものづくり企業の集積を活かし，当該地域及びその周辺に，機械関連産業の集積や活性化が期待できるとともに，同地域への新規立地や投資が促進され，雇用機会の創出が見込まれる。

また，当該地域の強みの一つである広域交通ネットワークの機能も活かせば，リードタイムやコストの面でも国際的な競争力を得ることが可能となる。

<産業の集積状況>

○日立市・ひたちなか市

(株)日立製作所（電力システム社，社会・産業システム社，都市開発システム社，情報制御システム社，情報・通信システム社等），日立アプライアンス(株)，日立オートモティブシステムズ(株)，日立化成(株)，日立化成工業(株)，日立電線(株)，日立GEニュークリアエナジー(株)，日立情報制御ソリューションズ(株)，(株)日立エンジニアリング・アンド・サービス，(株)日立ハイテクノロジーズ，日立ビークルエナジー(株)，(株)日立物流，JX日鉱日石金属(株)，(株)ルネサスエレクトロニクス，リコープリンティングシステムズ(株) など

○大洗町

日本原子力研究開発機構，日本核燃料開発(株)，(株)千代田テクノル，日揮(株) など

○那珂市

ソニーDADCジャパン(株)，NTTエレクトロニクス(株) など

5) 食品関連産業

本県は、全国第2位の農業産出額を誇る首都圏最大の食糧基地となっている。このため、首都圏に近接し豊富な農産物を擁する地域特性を最大限に活用し、現在でも数多くの食品メーカーの主力工場が立地しており、首都圏への食料基地となっている。

具体的には、産出額ベースで、鶏卵、豚、コメ、白菜、レタス等をはじめとした30品目以上が全国3位以内である地域特性を活かし、日本ハム・プリマハム、カゴメ・キューピーマヨネーズ、明治・森永乳業、山崎製パン、山崎ナビスコ、日清食品、アサヒ・キリンビール、昭和産業㈱、日本水産㈱等をはじめとした食品関連産業の主力工場が数多く立地している。また、ここ10数年の間に、食品関連の100社以上が本県の土地を取得し、新工場を稼働させるなど、全国有数の食品産業の集積がある。

さらに、鹿島臨海工業地帯には、関東グリーンターミナル㈱や中部飼料㈱など複数の企業が全国の配・混合飼料の6分の1を生産供給する飼料団地を形成している。

これら地域における既存の企業集積と産業技術集積を活かし、当該地域及びその周辺に、食品製造業、食品卸業とそれに関連する流通業、食品加工業、外食産業等、及び、漁業、水産加工業等とそれに関連する流通業などの集積や活性化を目指す。

(ア) (ウ) 及び (エ) の業種の総称

食品関連産業

(イ) (ウ) 及び (エ) の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

- ・大津漁港周辺復興産業集積区域（北茨城市）
- ・平潟漁港周辺復興産業集積区域（北茨城市）
- ・中郷地区復興産業集積区域（北茨城市）
- ・ひたちなか地区復興産業集積区域（ひたちなか市）
- ・ひたちなか地区周辺地区復興産業集積区域（ひたちなか市）
- ・勝田第二工業団地復興産業集積区域（ひたちなか市）
- ・水産加工団地復興産業集積区域（ひたちなか市）
- ・那珂湊漁港周辺地区復興産業集積区域（ひたちなか市）
- ・鹿島臨海工業地帯神之池東部地区復興産業集積区域（神栖市）
- ・鹿島臨海工業地帯神之池西部地区復興産業集積区域（公共埠頭地区含む）
（神栖市）
- ・鹿島臨海工業地帯南海浜地区復興産業集積区域（神栖市）
- ・鹿島臨海工業地帯波崎地区復興産業集積区域（神栖市）
- ・波崎漁港・新港周辺復興産業集積区域（神栖市）
- ・高松地区復興産業集積区域（神栖市 ※一部に鹿嶋市域を含む）

- ・大貫台地区復興産業集積区域（大洗町）
- ・五反田地区復興産業集積区域（大洗町）
- ・大洗港周辺地域復興産業集積区域（大洗町）
- ・北公共埠頭地区復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・北海浜地区（Ⅰ期・Ⅱ期）復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・平井東部地区復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・松久保工業団地地区復興産業集積区域（高萩市）
- ・道の駅いたこ周辺地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・潮来 IC 周辺地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・潮来工業団地復興産業集積区域（潮来市）
- ・須賀地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・水原地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・上山鉦田工業団地地区復興産業集積区域（鉦田市）
- ・鉦田西部工業団地地区復興産業集積区域（鉦田市）
- ・大蔵工業団地地区復興産業集積区域（鉦田市）
- ・茨城中央工業団地復興産業集積区域(茨城町)
- ・茨城工業団地復興産業集積区域（茨城町）
- ・平原工業団地地区復興産業集積区域（東海村）

(ウ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

09 食料品製造業

10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業は除く。）

<業種及び区域の設定理由>

本地域では、県内の豊かな農産物等を活用した食品関連産業が多数集積している。

食品関連産業については、本県が平成 23 年に策定した「いばらき科学技術振興指針」において、今後需要の拡大が見込まれる「食品」について、研究機関との共同研究により新製品・新技術の開発を行い、県内への企業進出を促進することとしており、加えて、本県では、平成 22 年に県が事務局となり県内中小企業等約 350 社で構成される「いばらき成長産業振興協議会」に食品分科会を組織し、食品加工や冷凍技術関連の大手企業との交流会や新製品開発支援を行うなど、集積促進に向けた積極的な取組を行っている。

(エ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す (ウ) の業種の主要関連業種

(ウ) の業種に係るプラスチック包装材，食料品や水産加工品の販売の他，コスト低減や生産性向上に寄与する運輸業，倉庫業等の下記の業種。

11 繊維工業

16 化学工業（162 無機化学工業製品製造業，163 有機化学工業製品製造業及び169 その他の化学工業に限る。）

18 プラスチック製品製造業

44 道路運送貨物業

45 水運業

47 倉庫業

48 運輸に附帯するサービス業（481 港湾運送業及び484 こん包業に限る。）

50 各種商品卸売業

52 飲食料品卸売業

55 その他の卸売業

56 各種商品小売業（指定事業所内に自社製品紹介のために設置されるものに限る。）

58 飲食料品小売業（指定事業所内に自社製品紹介のために設置されるものに限る。）

60 その他の小売業

70 物品賃貸業（701 各種物品賃貸業に限る。）

71 学術・開発研究機関

76 飲食店（指定事業所内に自社製品紹介のために設置されるものに限る。）

87 協同組合

(オ) 集積の形成及び活性化の効果

対象区域における食品関連産業の集積を活かし，本県における「いばらき成長産業振興協議会」食品分科会での大手企業との交流会や新製品開発支援等の取組みや「食品関連産業誘致懇談会」での誘致戦略の展開による新規立地など，更なる食品関連産業の集積促進により，雇用機会の創出が見込まれる。

<関連企業・機関の集約状況>

○北茨城市

(有)佐々木食品, 横関油脂工業(株), 浅草ハム(株) など

○ひたちなか市

極洋食品(株), (株)大倉商事 など

○神栖市

(株)ADEKA, 日本水産(株) など

○潮来市

昭和産業(株) など

6) 水産関連産業

本県は、全国第6位の漁業生産量を誇る首都圏最大の漁業県である。このため、首都圏に近接しているという地域特性を最大限に活用し、現在でも数多くの水産加工工場が立地しているなど、水産関連産業に力を入れている。

具体的には、本県の主力水揚基地である平潟漁港、大津漁港（北茨城市）、久慈漁港（日立市）、那珂湊漁港（ひたちなか市）、茨城港大洗港区（大洗町）、鹿嶋漁港（鹿嶋市）、波崎漁港（神栖市）を擁し、大津、波崎地区は、いわし類、さば類の冷凍加工、平潟地区では揚げかまぼこや煮たこ、那珂湊や大洗地区は、たこやししゃもなど全国でも有数の輸入原魚の加工基地となっている。

これら地域における既存の企業集積と産業技術集積を活かし、当該地域及びその周辺に、漁業、水産加工業等とそれに関連する流通業などの集積や活性化を目指す。

(ア) (ウ) 及び (エ) の業種の総称

水産関連産業

(イ) (ウ) 及び (エ) の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

- ・大津漁港周辺復興産業集積区域（北茨城市）
- ・平潟漁港周辺復興産業集積区域（北茨城市）
- ・ひたちなか地区復興産業集積区域（ひたちなか市）
- ・水産加工団地復興産業集積区域（ひたちなか市）
- ・那珂湊漁港周辺地区復興産業集積区域（ひたちなか市）
- ・波崎漁港・新港周辺復興産業集積区域（神栖市）
- ・大貫台地区復興産業集積区域（大洗町）
- ・五反田地区復興産業集積区域（大洗町）
- ・大洗港周辺地域復興産業集積区域（大洗町）
- ・北海浜地区（Ⅰ期・Ⅱ期）復興産業集積区域（鹿嶋市）

(ウ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

03 漁業
04 水産養殖業
09 食料品製造業

<業種及び区域の設定理由>

本地域には、漁業、水産養殖業の後背地に、漁業、水産養殖業と地域的にも経済的にも一体となって集積する水産加工業が多数集積してい

る。

水産業については、それぞれの区域において水揚げされる特色ある水産物に対応した水産加工施設、倉庫業・運送業関連施設も多数集積していることから、水産加工製品にかかる更なるブランドイメージの向上に向け、水産業の計画的・総合的振興のための指針として県が平成 23 年に策定した「茨城県水産業振興計画」に基づき、各種施策の展開を図っており、水産関連産業の更なる産業集積を目指している。

(エ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す (ウ) の業種の主要関連業種

(ウ) の業種に係るプラスチック包装材、水産加工品の販売の他、コスト低減や生産性向上に寄与する運輸業、倉庫業等の下記の業種。

11 繊維工業

16 化学工業

18 プラスチック製品製造業

45 水運業

47 倉庫業

48 運輸に附帯するサービス業 (481 港湾運送業及び 484 こん包業に限る。)

50 各種商品卸売業

52 飲食料品卸売業

56 各種商品小売業 (水産物の小売を行うものに限る。)

58 飲食料品小売業 (水産物の小売を行うものに限る。)

60 その他の小売業 (ガソリン燃料小売を行うものに限る。)

70 物品賃貸業 (701 各種物品賃貸業に限る。)

71 学術・開発研究機関

76 飲食店 (水産物を用いた飲食物を提供する店舗に限る。)

87 協同組合

(オ) 集積の形成及び活性化の効果

対象区域における水産加工施設の集積を活かし、「茨城県水産業振興計画 (平成 23 年 4 月)」に基づく各種施策の展開による水産関連産業の更なる集積促進により、雇用機会の創出が見込まれる。

<関連企業・機関の集約状況>

○北茨城市

丸徳漁業(株), 大濱漁業(株), (株)不動丸, (株)谷藤水産, 川崎水産(株), 鈴重水産(株), (株)松野屋, 大津漁業協同組合, 大津港水産加工業協同組合, 大黒屋水産食品(株), (有)ヒオキ食品, 大友水産食品(有), 平潟漁業協同組合, 平潟水産加工業協同組合 など

○ひたちなか市

あ印水産(株), (株)ヤ印, サ印水産(株), カ印水産(株), (株)新屋, (株)森田水産, ヤマサ水産(株), カクダイ水産(株), (有)魚一, 丸信水産(株), (株)岡春, (株)ニチロシーフーズ, 茨城水産(株), 那珂湊漁業協同組合, 那珂湊水産加工業協同組合 など

○大洗町

東京かねふく大洗工場, (株)清水商店, (株)谷藤水産, ダイカツ水産(株), 昭和水産(株), (有)魚藤水産, (有)梅屋商店, (有)曾七商店, 大洗町漁業協同組合, 大洗水産加工業協同組合 など

○神栖市

はさき漁業協同組合, 波崎水産加工業協同組合, (株)石田丸漁業, (株)高木商店 など

○鹿嶋市

鹿島灘漁業協同組合 など

7) 木材関連産業

本県には、県北山間地域において、豊富な森林資源があり、山岳林も一般的に標高が低く地形も緩やかなため、生産条件も優れている。また、生産される製材品や木製品、パルプや紙、紙加工品などは、大消費地に近く、輸送に必要な道路、港湾等インフラが整備されるなど、他の地域に比べ優位な状況にあり、これを活かした木材関連及び製紙産業の集積が進んでいる。

具体的には、北茨城市内においては、(株)北茨城木工所、(株)全木商、伸和木型工業(株)などの木工製品関連産業が立地しているほか、高萩市においては、(株)ニチハコンポーネントや大建工業(株)などが住宅用部材等を製造している。

ひたちなか市においては、北越紀州製紙(株)などの製紙産業を中心としたものづくり産業が集積している。

また、神栖市において、国内最大手の中国木材(株)が平成19年から操業を開始している。

これら地域における既存の企業集積と産業技術集積を活かし、当該地域及びその周辺に、木材関連産業（林業、製材業、木材チップ製造業、集成材製造業、パルプ製造業、洋紙製造業、日用紙製品製造業、段ボール箱製造業など）に関する製品開発や技術開発、関連製品の製造等を行う業種の活性化や集積を目指す。

(ア) (ウ) 及び (エ) の業種の総称

木材関連産業

(イ) (ウ) 及び (エ) の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

- ・ 関本地区復興産業集積区域（北茨城市）
- ・ 上相田地区復興産業集積区域（北茨城市）
- ・ 磯原地区復興産業集積区域（北茨城市）
- ・ 中郷地区復興産業集積区域（北茨城市）
- ・ ひたちなか地区復興産業集積区域（ひたちなか市 ※一部に東海村域を含む）
- ・ ひたちなか地区周辺地区復興産業集積区域（ひたちなか市）
- ・ 勝田第二工業団地復興産業集積区域（ひたちなか市）
- ・ 鹿島臨海工業地帯神之池東部地区復興産業集積区域（神栖市）
- ・ 鹿島臨海工業地帯神之池西部地区復興産業集積区域（公共埠頭地区含む）（神栖市）
- ・ 鹿島臨海工業地帯南海浜地区復興産業集積区域（神栖市）
- ・ 鹿島臨海工業地帯波崎地区復興産業集積区域（神栖市）

- ・高松地区復興産業集積区域（神栖市 ※一部に鹿嶋市域を含む）
- ・北公共埠頭地区復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・北海浜地区（Ⅰ期・Ⅱ期）復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・平井東部地区復興産業集積区域（鹿嶋市）
- ・手綱・赤浜地区工業団地地区復興産業集積区域（高萩市）
- ・松久保工業団地地区復興産業集積区域（高萩市）
- ・安良川地区復興産業集積区域（高萩市）
- ・道の駅いたこ周辺地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・潮来 IC 周辺地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・潮来工業団地復興産業集積区域（潮来市）
- ・須賀地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・水原地区復興産業集積区域（潮来市）
- ・上山鉦田工業団地地区復興産業集積区域（鉦田市）
- ・鉦田西部工業団地地区復興産業集積区域（鉦田市）
- ・大蔵工業団地地区復興産業集積区域（鉦田市）
- ・茨城中央工業団地復興産業集積区域（茨城町）
- ・茨城工業団地復興産業集積区域（茨城町）

(ウ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 12 木材・木製品製造業 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 |
|--|

<業種及び区域の設定理由>

本地域では、木材関連産業の更なる活性化や集積を実現するための、木材資源や関連企業と産業技術が豊富に集積している。

本県では、平成 19 年に策定した「茨城県林業・木材産業構造改革プログラム」において、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の施行に伴い、住宅用建材として、材質・寸法が安定し強度性能に優れる集成材に対する需要が増大するため、集成材工場の整備を促進することとしており、加えて、平成 20 年に企業立地促進法に基づく「県北基本計画」を策定し、本地域を木材関連産業の集積をめざす地域として定めており、今後とも、木材関連産業の集積を目指すこととしている。

(エ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す (ウ) の業種の主要関連業種

(ウ) の業種に係るプラスチック、ガラス製品等の製造業、コスト低減や生産性向上に寄与する運輸業、倉庫業等の他、バイオマス発電や林業に関する研究開発機関等の下記の業種。

02 林業 (022 素材生産業に限る。)

11 繊維工業

16 化学工業

18 プラスチック製品製造業

21 窯業・土石製品製造業

33 電気業 (バイオマスエネルギーに限る。)

44 道路貨物運送業

47 倉庫業

48 運輸に附帯するサービス業 (481 港湾運送業及び 484 こん包業に限る。)

53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業

71 学術・開発研究機関

(オ) 集積の形成及び活性化の効果

対象区域における木材関連産業における技術・ノウハウの蓄積や企業の集積を活かし、既存の木材・製紙産業だけではなく、関連産業 (製紙用チップの製造、製材工場等の残材及び建設発生木材の木質バイオマスボイラー用燃料チップへの加工、生産した燃料チップを利用したバイオマス発電等) の集積や活性化が期待できるとともに、新規立地や投資が促進され、雇用機会の創出が見込まれる。

<産業集積の状況>

○北茨城市

(株)北茨城木工所, (株)全木商, 伸和木型工業(株), 三協紙業(株) など

○ひたちなか市

北越紀州製紙(株), 北越パッケージ(株), 常盤パッケージ(株), 日本産業(株), 勝田紙精選(株) など

○高萩市

東部大建工業(株) など

○鹿嶋市

江間忠木材(株), 住友林業クレスト(株) など

○神栖市

中国木材(株) など

8) 運輸・物流関連産業

本県では、北関東自動車道が平成 21 年度に東北自動車道と、平成 23 年度に関越自動車道と接続し、茨城港常陸那珂港区と北関東の主要都市が結ばれた。また、平成 21 年度の茨城空港の開港に併せ、東関東自動車道水戸線等のアクセス道路の整備が進むなど、広域交通基盤の整備が着実に進展している。また、首都圏に近く、東関東自動車道と直結する鹿島港では、現在、工業港としての性格に加え、コンテナ航路や物流業などを取り扱う商業港としての機能が強化されるなど、陸・海・空の広域交通ネットワーク等の整備が飛躍的に進み、運輸・物流関連企業の集積も進んでいる。

具体的には、ひたちなか市においては、北関東自動車道と直結する重要港湾の茨城港常陸那珂港区を利用する多くの物流事業者（三ツ輪物流㈱、㈱誠光運輸、㈱多荷物流等）が立地し、大洗町においては、茨城港大洗港区に、苫小牧港との週 12 便の定期航路を有し、首都圏及び北関東と北海道を結ぶフェリー貨物を中心とした物流拠点を形成し、沿岸漁業基地が隣接していることから水運・輸送業など多くの関連産業が集積している。また、潮来市（潮来 IC 周辺地区復興産業集積区域）においては、IC に隣接することから首都圏の玄関口となっており、高速バスターミナルが整備され利用者も多い。また、佐川急便㈱潮来店をはじめセイミヤ物流センター・鹿島物流㈱・㈱ヤマガタ・富美通信興業㈱の 5 社が集積している。

また、茨城町（茨城中央工業団地復興産業集積区域及び茨城工業団地復興産業集積区域）においては、常磐自動車道と北関東自動車道の結節点に近く、かつ高速道路 IC も内包するなど地理的に優れており、県と市町村で策定した『企業立地促進法に基づく笠間・茨城地域の基本計画』で、「運輸・物流関連産業」について、重点的に産業集積を図る区域として設定し、東日本の物流拠点としての立地が進んでいる。茨城港常陸那珂港区から北関東の主要都市である水戸、宇都宮、前橋までを結ぶ北関東自動車道が平成 23 年に全線開通したことにより、人や物の物流基地としての期待が更に高まりつつある。

よって、製造業等の大規模集積地に近く、また高速道路 IC に近接し、北関東内陸向けの物流、内陸からの物流の両面で、茨城港常陸那珂港区や大洗港区などが北関東の物流ゲートウェイとなっているなど、物流拠点としての立地ポテンシャルが極めて高いという本県の特性を活用して、計画的な企業誘致を推進することにより、運輸・物流業（貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、港湾運送業など）や関連産業の集積を目指す。

(ア) (ウ) 及び (エ) の業種の総称

運輸・物流関連産業

- (イ) (ウ) 及び (エ) の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域
- ・ひたちなか地区復興産業集積区域（ひたちなか市 ※一部に東海村域を含む）
 - ・ひたちなか地区周辺地区復興産業集積区域（ひたちなか市）
 - ・五反田地区復興産業集積区域（大洗町）
 - ・大洗港周辺地域復興産業集積区域（大洗町）
 - ・潮来 IC 周辺地区復興産業集積区域（潮来市）
 - ・茨城中央工業団地復興産業集積区域（茨城町）
 - ・茨城工業団地復興産業集積区域（茨城町）

(ウ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

44 道路貨物運送業
45 水運業
46 航空運輸業
47 倉庫業
48 運輸に附帯するサービス業（481 港湾運送業及び 484 こん包業に限る。）

<区域及び業種の設定理由>

本地域では、運輸・物流関連産業のさらなる活性化や集積を実現するための広域交通ネットワークの整備や関連企業の計画的な立地促進に取り組んでいる。

具体的に、本県では、県総合計画の重点プロジェクトの一つに「交流を支える広域交通ネットワークの充実」を掲げ、新たな物流ルートの構築を目指して重要港湾や高速道路の早期整備を、また「競争力ある産業育成」を掲げた中で戦略的な企業誘致を進めてきた結果、重要港湾の茨城港や鹿島港の整備進捗とともに、近年、茨城空港の開港や北関東自動車道の全線開通など多くの広域交通ネットワークが概成しつつあり、首都東京に近く、輸送時間の短縮やコスト削減、地球温暖化対策などの面から、東京湾諸港などの東京圏によらない物流が実現できる本県の物流環境の良さが高く評価され、本県港湾の利用や運輸・物流関連の企業立地が着実に進んでいる。

なお、これまでに、茨城港常陸那珂港区を中心とする港湾地域と北関東沿線地域等において規制緩和措置等を講ずることにより物流拠点の形成とネットワーク化を促進し、もって首都圏における新たな物流拠点の形成を図るため、茨城県・栃木県・群馬県の3県合同で『広域連携物流特区計画』

を策定し、平成15年11月に国の認定を受け、物流効率化のための各種事業に取り組んできている。

本計画において、今般の復興産業集積区域にも該当する地域であるひたちなか地区、茨城中央工業団地については、本県における先進的な流通・物流企業等の誘致を推進する工業団地として、物流拠点の形成を目指す地区として明確に位置付けており、常磐自動車道、北関東自動車道や常陸那珂港区等の物流インフラを最大限に活かし、物流関連企業等の誘致に積極的に取り組んできたところである。

また、大洗町の大洗港周辺地域復興産業集積区域と五反田地区復興産業集積区域については、常磐自動車道・北関東自動車道沿線における工業団地として、本県の物流計画において、物流関連企業の立地ニーズに弾力的に対応するべき地域として位置づけられており、本計画に基づき、運輸・物流企業の積極的な誘致活動を推進してきたところである。

さらに、潮来 IC 周辺地区復興産業集積区域についても、本計画の重点戦略において、東関東自動車道水戸線と東関東自動車道に隣接する鹿島港の計画的な利用促進に取り組むこととされている。このため、茨城県と潮来市が連携して、本重点戦略に基づく取り組みの一環として、本区域において、運輸・物流企業の積極的な誘致を推進してきたところである。

また、ひたちなか地区においては、輸入の促進および対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法に基づく『輸入促進地域（FAZ）』に指定された際、法に基づき、計画的に、輸入促進のための荷捌き・保管機能や流通加工機能等の集積を進めてきたところである。

さらに、こうした着実な運輸・物流企業立地等の集積を加速させ、東京圏に過度に依存しない首都圏全体の環境負荷の少ない物流への再編を促すため、平成23年10月に県総合計画の部門別計画の一つとして『茨城県総合物流計画』を策定し、さまざまな物流の効率化策を講ずるとともに、当該計画の中において、施策の柱として「先進的な流通・物流企業等の誘致の推進」を掲げ、港湾の整備・利用促進や北関東自動車道の利用促進とともに、これまで同様に、沿線地域のひたちなか地区、茨城中央工業団地など今般の復興産業集積区域にも該当する地域を計画的な誘致対象地区に位置付け、計画的な工業団地の整備と併せて、流通・物流企業等をはじめ企業誘致の推進に全力で取り組んでいる。

対象区域における運輸・物流分野の業種については、以上の本県の戦略的な物流集積計画に基づき、また、当該地域における運輸・物流企業の新規立地に対する県の企業立地補助金を活用して、当該地域及びその周辺地

域において、運輸・物流関連の業種の集積を目指すこととしている。

以上の取組を通じ、本県としては、北関東内陸向けの物流、内陸からの物流の両面で、茨城港常陸那珂港区や大洗港区など北関東の物流ゲートウェイとしての機能を強化するとともに、関連産業の集積を進めることとしている。

(エ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す (ウ) の業種の主要関連業種

(ウ) の業種に係る運搬需要としての卸売業及び燃料小売業

50 各種商品卸売業

51 繊維・衣服等卸売業

52 飲食料品卸売業

53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業

54 機械器具卸売業

55 その他の卸売業

60 その他の小売業 (605 燃料小売業に限る。)

70 物品賃貸業 (701 各種物品賃貸業に限る。)

729 その他の専門サービス業

(オ) 集積の形成及び活性化の効果

対象区域における運輸・物流関連産業の集積や広域交通ネットワークを活かし、対象区域及びその周辺に、運輸・物流関連産業のさらなる集積形成や活性化が期待できるとともに、新規立地や投資が促進され、雇用機会の創出が期待できる。

9) 観光関連産業

本県は、関東平野の北部にあり太平洋に面することから、豊かな農水産物に恵まれており、自然、歴史・文化、地場産業体験等の観光資源が多数存在している。

具体的には、北茨城市や大洗町をはじめとした太平洋沿岸部においては、多くのホテル・旅館、民宿をはじめ、海水浴場、天心記念五浦美術館、大洗水族館、展望タワーなどの公共施設、農水産物直売所、アウトレットモールなどの商業施設、水産加工関連施設などの様々な観光施設等が集積している。年間を通して、多くの観光客が訪れており、観光産業は当該エリアの基幹産業となっている。

これら地域における既存の観光資源と産業集積を活かし、当該地域に、観光関連産業（宿泊業、飲食業、小売業等）の更なる集積を図り、新たな観光拠点を創出するとともに、様々な産業分野と連携し、より魅力的な観光地域を形成することにより、観光産業の集積を目指す。

(ア) (ウ) 及び (エ) の業種の総称

観光関連産業

(イ) (ウ) 及び (エ) の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

- ・五浦地区復興産業集積区域
- ・北茨城沿岸復興産業集積区域
- ・大洗港周辺地域復興産業集積区域

(ウ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

56 各種商品小売業
58 飲食料品小売業
75 宿泊業
76 飲食店
80 娯楽業（803 競輪・競馬等の競走場、競技団及び 806 遊技場を除く。）

<業種及び区域の設定理由>

本地域には、観光産業の更なる活性化や集積を実現するための観光資源と関連産業が豊富に集積している。

五浦地区と北茨城沿岸地区の復興産業集積区域においては、北茨城市が平成 22 年度に策定した「第 4 次北茨城市総合計画」及び本県が同年に策定した「茨城県総合計画」において、ジオパークとして公式認定を受けた多様な地域資源を活かし、ブルーツーリズムや体験型教育旅行を

推進するエリアとして位置付けており、歴史・芸術文化・水産業・食などが連携した体験型観光産業の集積を目指すこととしている。

大洗港周辺地域復興産業集積区域が所在する茨城港大洗港区は、「大洗町総合計画」及び「茨城県総合計画」において、観光交流拡大等を図る重要な拠点エリアと位置づけており、エリア内に立地する魅力溢れる観光施設やエリアに隣接する北関東最大の海水浴場など恵まれた観光資源、さらには、北関東自動車道の開通など広域交通ネットワークを活用し、首都圏や北関東（海なし県）からの集客を促進し、交流人口をますます拡大することとしており、加えて、平成 20 年 3 月には、大洗港ウォーターフロント再開発計画を策定し、観光資源を含む地域の再開発を進めることとしており、これら取り組みを通じて、今後、海をテーマとした一層多様な観光関連産業の集積を目指すこととしている。

また、茨城県においては、「茨城県総合計画」において、北茨城市と大洗町を含む県北臨海ゾーンにおいて、豊かな自然環境を活かした観光交流空間を形成し、周遊型観光ネットワークの形成を図ることとしており、平成 22 年に国土交通省から大洗町や北茨城市等の地域を計画区域とする観光圏整備実施計画の認定を受け、観光圏の整備による観光旅客の来訪と滞在の促進に関する様々な取り組みを進めている。

今後、これらの取り組みを着実に進めることにより、本地域における観光入込客数の着実な増加により、観光関連産業の集積を目指すこととしている。

(エ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す (ウ) の業種の主要関連業種

(ウ) の業種に係る食料品製造、製品の運搬・保管、施設整備・警備等の下記の業種 09 食料品製造業（みやげ物など観光関連物産を製造するものに限る。） 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業（484 こん包業に限る。） 60 その他の小売業 70 物品賃貸業 77 持ち帰り・配達飲食サービス業

78 洗濯・理容・美容・浴場業（784 一般公衆浴場業，785 その他の公衆浴場業及び7892 エステティック業に限る。）

79 その他の生活関連サービス業（795 火葬・墓地管理業，796 冠婚葬祭業を除く。）

92 その他の事業サービス業(923 警備業, 9291 ディ스플레이業及び9293 看板書き業に限る。)

(オ) 集積の形成及び活性化の効果

対象区域における観光資源や観光産業の集積を活かし、当該区域に観光関連産業（宿泊業，飲食業，小売業等）の活性化や集積が期待できるとともに、同地域への新たな投資が促進され、雇用機会の創出が見込まれる。

<産業の集積状況>

○北茨城市（五浦地区復興産業集積区域）

五浦観光ホテル，大観荘，旅館長浜荘，五浦，満栄丸 など

<主となる観光資源>

茨城県天心記念五浦美術館，茨城大学五浦美術館研究所「六角堂」，日本美術院跡，岡倉天心邸，五浦岬公園，大津岬灯台 など

○北茨城市（北茨城沿岸復興産業集積区域）

二ツ島観光ホテル，磯原シーサイドホテル，山海館，としまや月浜の湯 など

<主となる観光資源>

野口雨情生家，野口雨情記念館，野口雨情歌碑，二ツ島，天妃山 など

○大洗町

大洗リゾートアウトレット，東京かねふく めんたいパーク，大洗ホテル，全農物(株)茨城県支店，大洗ターミナル(株)，商船三井フェリー(株)大洗支店，(株)茨城ポートオーソリティ 大洗支社，(株)飯岡屋水産，(株)清水商店，(株)大洗輸送 など

10) 地域特性を活かした商業（小売業）・サービス業等

本県の県都である水戸市は、市内のみならず隣接するひたちなか市や大洗町と経済的・社会的に緊密な一体性を有しており、雇用等被害地域であるひたちなか市や大洗町の大きな就業先となっている。

具体的には、ひたちなか市、大洗町それぞれの地域から、県内他市町村への通勤者のうち、水戸市への通勤者の割合は、ひたちなか市では46.1%、大洗町では48.1%と極めて高い割合となっており、その多くが、卸・小売業、サービス業に従事している。

このことから、ひたちなか市及び大洗町の雇用等被害地域の雇用の創出や復興を図るためには、水戸市の地域特性や資源を最大限に活かして、水戸市中心部における新たなまちづくりに関連した商業、サービス機能等の戦略的な集積を図るとともに、周辺の雇用等被害地域の地場産業との連携を強化していくことが必要不可欠と考える。

現在、水戸市においては、コンパクトシティの考え方のもと、歴史的資源や文化的資源を多く有し、求心力が最も高い市中心部において、商業、業務をはじめ、教育、文化、行政等の様々な都市機能をエリア内に重点的に集積させることにより、新たなまちづくりのコンセプトとなる『多くの人々が来訪し、交流するまちづくり』の実現を目指している。

具体的には、その取り組みの一環として、平成18年には、泉町1丁目南地区において、総事業費約180億円を投じて県下最大規模の商業施設を整備し、新規雇用約1,100人、年間販売額が約300億円にも上る商業拠点の創出を図るとともに、平成19年には、行政機能として、子育て支援・多世代交流の拠点施設「わんぱく・みと」を開設し、年間5万人の人の流れを生み出すなど、新たなまちづくりのコンセプトに基づく戦略的な事業が計画的に展開されている。

このような中、今回設定する「復興産業集積区域」については、水戸市のこれまでの新たなまちづくりのコンセプトに基づく戦略的な機能集積の取組の効果を一層高めるとともに、商業、サービス機能等をさらに新たに戦略的に集積させ、まちの新たなにぎわいや人の流れを飛躍的に向上させることにより、テーマ性を持った商業、サービス関連業種の新規立地等を促進し新たな雇用の創出を図る役割と、周辺の雇用等被害地域の地場産業との連携を強化し、雇用等被害地域の地場産業における雇用の拡大を支援するという大きな二つの役割を担わせることとした。

まず、戦略の中核を担う「泉町1丁目北拠点地区」（約1.1ha）においては、北側に、世界に誇る小澤征爾氏が音楽顧問を勤める水戸室内管弦楽団をはじめ、国内外にトップレベルの芸術・文化を発信し、首都圏をはじめとして、広域から多くの人々が訪れる「水戸芸術館」と南側に位置する県下最大規模の商業施設の二つの拠点施設を結ぶ区域において、高い芸術・文化機能と商業、業務機能を融合させることにより、

他の追随を許さないほどの魅力にあふれ、『多くの人が来訪し、交流する』まちづくりコンセプトの実現を目指していく。

具体には、高い芸術・文化機能と商業、業務機能を融合させるため、「水戸芸術館」と一体的なエリアに100億円規模の拠点施設を整備し、芸術・文化の薫り高い店舗や最先端を行く服飾品・ファッションや音楽・美術関係品など、他の小売店やサービス業とは一線を画した物品販売や飲食等の店舗をはじめ、芸術・文化に関する教養機能やコンベンション機能を持った民間施設の誘導を図る。

これに加えて、水戸芸術館における街中での観客参加型アートであるカフェ・イン・水戸やサマーナイトコンサート等を開催し、エリアへの集客力をさらに向上させるほか、水戸市周辺の大洗町やひたちなか市の雇用等被害地域における水産加工食品の販売ショップや水産加工品の食材を活用したレストランなど、雇用等被害地域における地場産業の雇用の拡大に資する商業施設の集積も図っていく。

これらの取組を進めることにより、戦略の中核を担う「泉町1丁目北拠点地区」において10,000㎡規模の新たな商業・業務床の創設により、500人規模の雇用の創出を目指すとともに、その周辺部において魅力溢れるテーマ性を持った小売店、飲食店等の新たな集積を促進することにより、更なる雇用の創出を目指す。

次に、「大工町1丁目拠点地区」（約1.5ha）においては、日本三名園として名高い「偕楽園」に近接していることから、有機的連携を図ることで、ホテル・店舗やサービス業等の集積や商業・業務機能等、多様な機能の高度化を図ることにより、歴史的・観光資源と融合した『多くの人が来訪し、交流する』まちづくりコンセプトの実現を目指していく。

具体には、観梅時には100万人に及ぶ「偕楽園」の観光客に対する宿泊機能や特産品や飲食等の商業機能、観光代理店や観光情報の提供サービスなど、観光に関連するサービス機能等の集積に向け、約120億円規模による拠点整備を進めていくほか、広域的な観光の情報発信やイベントの実施など、周辺の雇用等被害地域である大洗町やひたちなか市等と連携して雇用等被害地域における観光産業の雇用に資する取り組みも重点的に展開していく。

これらの取組を進めることにより、「大工町1丁目拠点地区」において少なくとも20,000㎡規模の新たなホテルや商業・業務床の創設により、500人規模の雇用の創出を目指すとともに、その周辺部において観光に関連する企業の新たな集積を促進することにより、更なる雇用の創出を目指す。

水戸市では、上記に加え、新たなまちづくりのコンセプトに沿って、まちなかの回遊性を一層向上させ、人の流れをより活発なものとするために、本計画の復興産業集積区域内の2地区の拠点整備に対する補助、歴史的・観光資源である偕楽園と芸術・文化資源である水戸芸術館等を結ぶ周遊バスの運行、ネットワークを構築するための

道路整備，歩行者が歩いて楽しめる空間の形成に向けた「はなふるたうん事業」などの助成・支援等にも一層取り組んでいく。

また，現在，水戸市中心市街地活性化協議会において，水戸商工会議所は，行政・民間・地域などとの調整や活性化策の企画・実施など中心市街地活性化を一体的に推進する総合タウンマネジメント活動において主要な役割を果たしている。今後，水戸商工会議所が中心となって，コンベンションの振興，周辺市町村も含めた地場製品の地産地消の仕組みづくりに取り組むとともに，水戸市とも連携して，これら新たなまちづくりのコンセプトに即した商業，サービス業を当該地域内の空き店舗へ積極的に誘致するなど，新たなまちづくりのコンセプトに沿った戦略的な集積が当該地域において着実に進むよう取り組むこととしている。

このような復興支援にかかる各種施策を総合的に展開させることにより，新たなまちづくりのコンセプトと整合性を持った戦略的な商業，サービス業等の新たな産業集積が促進されるとともに，市中心部の他の様々な拠点との更なる連携強化によるスパイラル効果も発生し，当該地域全体の新たな雇用創出につながる事となる。

このように復興産業集積区域における新たな魅力あふれるまちづくりを推進し，地域特性を活かした産業集積を図ることで，水戸市と経済的・社会的に緊密な一体性を有するひたちなか市や大洗町の雇用等被害地域の住民の雇用の創出を目指す。

(ア) (ウ) 及び (エ) の業種の総称

地域特性を活かした商業（小売業）・サービス業等

(イ) (ウ) 及び (エ) の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

・水戸駅前・上市地区復興産業集積区域

(ウ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

56 各種商品小売業

57 織物・衣類・身の回り品小売業

58 飲食料品小売業

59 機械器具小売業（592 自転車小売業，593 機械器具小売業に限る。）

60 その他の小売業

75 宿泊業

76 飲食店

<業種及び区域の設定理由>

本地域には、震災前より隣接するひたちなか市や大洗町の住民の雇用の場となっている商業（小売業）・サービス業等の集積があり、芸術・文化、歴史の地域資源が豊富に存在している。

また、新たなまちづくりのコンセプトについては、「水戸市第5次総合計画（平成17年3月策定）」において、設定区域を含む本市中心部をまちの発展をけん引する「都市核」と位置づけ、当該区域に、商業、業務を基本として、教育、文化、行政等の様々な都市機能の集積を図ることとしており、「水戸市新中心市街地活性化基本計画（平成21年策定）」においては、水戸市中心部について「県都にふさわしい魅力と活力にあふれる中心市街地」を目標として、「多様な人たちが集うまちづくりの推進」等をまちづくりの方針と定め、上記2つの拠点地区については、人々が集い、にぎわいと交流を創出するための重要な「交流拠点」としての位置付けがなされている。

上記2つの拠点地区に、新たなまちづくりのコンセプトにより、テーマ性を持った戦略的な商業、サービス業の集積を計画的に促進することにより、隣接するひたちなか市や大洗町の雇用等被害地域の住民の雇用の確保に資する新たな雇用機会の創出が期待される。

(エ) (イ) の復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す (ウ) の業種の主要関連業種

(ウ) の業種に係るデザイン業、広告業等の以下の業種。 09 食料品製造業 3922 情報提供サービス業 72 専門サービス業 (726 デザイン業, 7293 通訳業, 通訳案内業に限る。) 73 広告業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 (782 理容業及び783 美容業に限る。) 79 その他の生活関連サービス業 (795 火葬・墓地管理業及び796 冠婚葬祭業を除く。) 80 娯楽業 (803 競輪・競馬等の競走場, 競技団及び806 遊技場を除く。) 82 その他の教育, 学習支援業 (824 教養・技能教授業に限る。) 83 医療業

(オ) 集積の形成及び活性化の効果

設定区域における高い芸術・文化機能や歴史的・観光資源と融合して、また、

雇用等被害地域の地場産業と連携して、商業、サービス業を戦略的に集積していくことにより、同地域への投資や新規立地が期待され、雇用等被害地域であるひたちなか市や大洗町も含む周辺地域からの雇用機会の創出が見込まれる。

(2) 法第 2 条第 3 項第 1 号の復興推進事業

復興産業集積事業

①事業の内容

法第 28 条に基づいて、別表にある復興産業集積区域において適用できる緑地面積率等の基準を定める。

②事業主体に関する事項

日立市，高萩市，北茨城市，ひたちなか市，鹿嶋市，潮来市，銚田市，茨城町，大洗町

③特別な措置の内容

工場立地法又は地域産業集積形成法の準則に代えて、別表にある復興産業集積区域において適用できる緑地面積率等の基準は、別表の基準（案）の概要にのっとり条例で定めることができる。

8 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

事業等名称	事業内容	実施主体
県税の課税免除	県内に工場等を新增設した企業を対象に法 人事業税及び不動産取得税の課税を免除 (対象業種：製造業，情報通信業，情報通 信技術利用業，運輸業，卸売業，学術・開 発研究機関，旅館業（過疎地域に限る），大 規模小売店舗（中心市街地及び過疎地域に 限る），植物工場等)	茨城県
工業用水道料金の特別措置	対象工業団地等に新規立地する企業の工業 用水道料金を2分の1に軽減 (対象業種：製造業（物品の加工修理業を 含む），電気供給業，ガス供給業及び熱供給 業)	茨城県
工場等立地促進融資	県内に立地する企業の新設・増設に伴う設 備資金を融資 (対象業種：全業種（ただし，民地の場合 は，製造業，情報通信業，情報通信技術利 用業，運輸業，卸売業，学術・開発研究機 関，旅館業（過疎地域に限る），大規模小売 店舗（中心市街地及び過疎地域に限る），植 物工場等)	茨城県
発電用施設周辺地域企業立 地資金融資	県内の発電用施設周辺地域において，新 設・増設に伴う設備資金を融資 (対象業種：製造業及び知事が特に認める 事業)	茨城県
原子力発電施設等周辺地域 企業立地支援事業費補助金	日立市，ひたちなか市，東海村，那珂市に おいて，企業の電気料金の半額程度を補助 (対象業種：全業種)	茨城県
東日本大震災復興緊急融資	東日本大震災により損害を受け，経営の安 定に支障をきたした中小企業者等への融資 (対象業種：全業種（ただし，農林漁業， 娯楽遊戯場の一部，金融業等は除く))	茨城県
東日本大震災復興緊急融資	東日本大震災復興緊急融資を利用した中小	茨城県

利子補給	企業者等の利子分を補給 (対象業種：全業種(ただし、農林漁業、 娯楽遊戯場の一部、金融業等は除く))	
茨城県中小企業資金融資制度(各種)	県内に事業所を有する中小企業者を対象とした資金融資制度 (対象業種：全業種(ただし、農林漁業、 娯楽遊戯場の一部、金融業等は除く))	茨城県
漁業経営対策資金利子助成等	被災した漁船漁具等の復旧費用や運転資金が必要な漁業者への融資に対する利子助成 (対象業種：漁業、水産養殖業)	茨城県
中小企業等グループ施設等災害復旧事業費補助金	東日本大震災により被災し、複数の中小企業者から構成されるグループに対して、施設・設備の復旧・整備費用を補助 (対象業種：全業種)	茨城県
被災住宅復興支援事業	被災した住宅復旧のための利子補給事業に対する支援	茨城県
東日本大震災復興 PR 関連事業	震災からの復興及び風評被害の払拭に向けて、本県農林水産物を PR (対象業種：漁業、食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業)	茨城県
水産業共同利用施設復旧支援事業	被災した水産業等共同利用施設の復旧に必要な機器類等の整備を支援(対象業種：漁業、水産養殖業、食品製造業)	漁協等
共同利用漁船等復旧支援対策事業	被災して全損した漁船や漁網を共同利用する漁協の事業に対して補助(対象業種：漁業、水産養殖業)	漁協
再生可能エネルギー導入促進事業	災害時の防災拠点となる公共施設や民間施設に再生可能エネルギーや蓄電池を導入 (対象：病院、避難所等)	茨城県
成長産業振興プロジェクト事業	今後需要拡大が見込まれる成長分野への中小企業の進出を促進 (対象業種：全業種)	茨城県
復興キャンペーン等開催事業	震災からの復興を図るため、観光地の魅力などを PR するとともに誘客イベントを開催	茨城県

9 復興産業集積区域において、実施し、又はその実施を促進しようと復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

7（1）及び（2）の内容と同じ

10 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本計画に定められた復興推進事業の実施により、被害の大きい沿岸及び周辺地域の工業団地等に地域特性に応じた産業集積の形成及び活性化が図られる。

特に、科学技術、ものづくり技術、原子力技術、素材産業等の多様な産業基盤の更なる集積や、これらの産業基盤を有効活用した新事業・新産業の創出が期待できる。

これらの地域の産業が集積され、また、漁港施設や魚市場及び魚市場後背地の一体的な整備や豊富で新鮮な商品を目当てにした観光客が増加するなど、関連する水産業や観光業が集積されることにより、本計画の区域において離職を余儀なくされた雇用者の雇用機会が確保される。

これらの効果は、計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

11 その他

- (1) 本計画の作成に伴う、法第4条第3項に基づく関係市町村への意見の聴取については、本計画を県と関係市町村が共同で認定申請することで代替した。
- (2) 法第28条に基づく工場立地に係る緑地等規制の緩和については、水戸市、那珂市、神栖市、東海村より意見聴取及び協議を行った。